

A photograph of a tree-lined path. The path is paved and runs through a dense canopy of green trees. Sunlight filters through the leaves, creating dappled light on the path. In the distance, three people are walking away from the camera: a woman in a white top and dark pants, a child in a pink and white outfit, and a man in a dark shirt and white cap. The overall atmosphere is peaceful and scenic.

本部町景観計画

平成二十三年三月 本部町

は し が き

本町は、沖縄本島北部の本部半島に位置し、海と山に囲まれた美しい自然環境を背景に、これまで、「太陽と海と緑―観光文化のまち」を将来像としてまちづくりに鋭意取り組んでまいりました。

そのような中、平成16年にわが国初の景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されました。景観法においては、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化しております。地方公共団体は、良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するという責務を有しております。

本町においては、夕陽の美しい西海岸と島々の景観、漁業や農業、観光産業などがつくり出す景観、起伏に富んだ地形と緑、河川が織りなす自然景観など多様な景観に恵まれていることから、それらの先人たちから受け継いだ美しい景観を守り、育み、次世代へとより良い形で引き継ぐ責任があります。

そのような意味から、積極的に景観行政を推進する為、平成22年9月1日に景観法第7条第1項に基づく景観行政団体となり、この度、本町の景観形成の指針となる「本部町景観計画」を策定致しました。

「本部町景観計画」には、今後、行政、事業者及び町民等の様々な主体が、共通の将来像をもって景観形成に取り組めるよう、本町の景観形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めております。この計画を円滑に運用することで、本町の豊かで特徴ある景観を守り、育み、また創りだし、次世代へとより良い形で引き継ぐ所存であります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、ご指導、ご尽力をいただきました本部町景観検討委員会委員に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後もなお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本部町長 高良文雄

< 目 次 >

序 章	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 景観計画の位置づけ	2
3. 位置と地勢	3
4. 歴史・文化	3
第Ⅰ章 本部町における景観の特性と課題.....	5
1. 本部町の景観の特性（景観要素）	5
2. 本部町における課題.....	25
第Ⅱ章 景観形成に関する方針.....	27
1. 景観計画区域の指定	27
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針.....	28
3. 地域の個性を活かした景観形成方針	32
4. 景観形成重点地区.....	47
第Ⅲ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	49
1. 景観計画・景観条例の手続き	49
2. 届出対象行為.....	50
3. 景観形成基準.....	52
第Ⅳ章 良好な景観形成に関するその他の方針.....	59
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	59
2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項.....	59
3. 景観重要公共施設の指定の方針	59
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項.....	60
5. 自然公園法の許可の基準.....	60
6. 景観地区指定の方針	61
第Ⅴ章 良好な景観形成の実現に向けて	62
1. 良好な景観のイメージの共有	62
2. 各主体の役割.....	62
【用語集】	65

序 章

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成 15 年 7 月、小泉政権のもと、観光立国を実現する戦略の一つとして国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、これまでの政策方針を転換して「美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」ことを宣言しました。この大綱の中で国は、社会資本整備や公共事業の名のもと多くの美しい風景を失わせたことを反省し、まず自ら襟を正し、その上で官民挙げて魅力ある国づくりに向けて取り組む方向性を示すと同時に、「景観に関する基本法制の制定」を具体的施策として明示しました。これらを受けて、平成 16 年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。

本町においては、町民及び事業者、行政との協働により、町民の共通の財産である良好な景観を守り・育み、次世代へと引き継いでいくため、景観法第 8 条に基づく景観計画として、本計画を策定します。

本町は、八重岳や円錐カルストのムイ（森）、山間部から流れる満名川等の河川、裾野に広がる農地、そして海岸部には良好な自然海岸が多く残っています。

しかしながら、近年、良好な自然景観を有する山間部への住宅や小規模店舗の立地、沿岸部への大規模な宿泊施設の立地等が目立ち、それらが周辺の景観に与える影響は少なくないことから、その対応が必要となっています。

また、備瀬や瀬底等に残る伝統的な集落景観は、一度失うと再生は困難であり、それらを守り、育み、次世代へと引き継いでいくことが我々の責務です。

さらに、本町は国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の観光施設やマリンレジャー等も盛んであり、年間 350 万人以上の観光客が訪れる観光都市であることから、本町の景観を守り、育むことは本町の産業振興という観点からも重要な課題となっています。

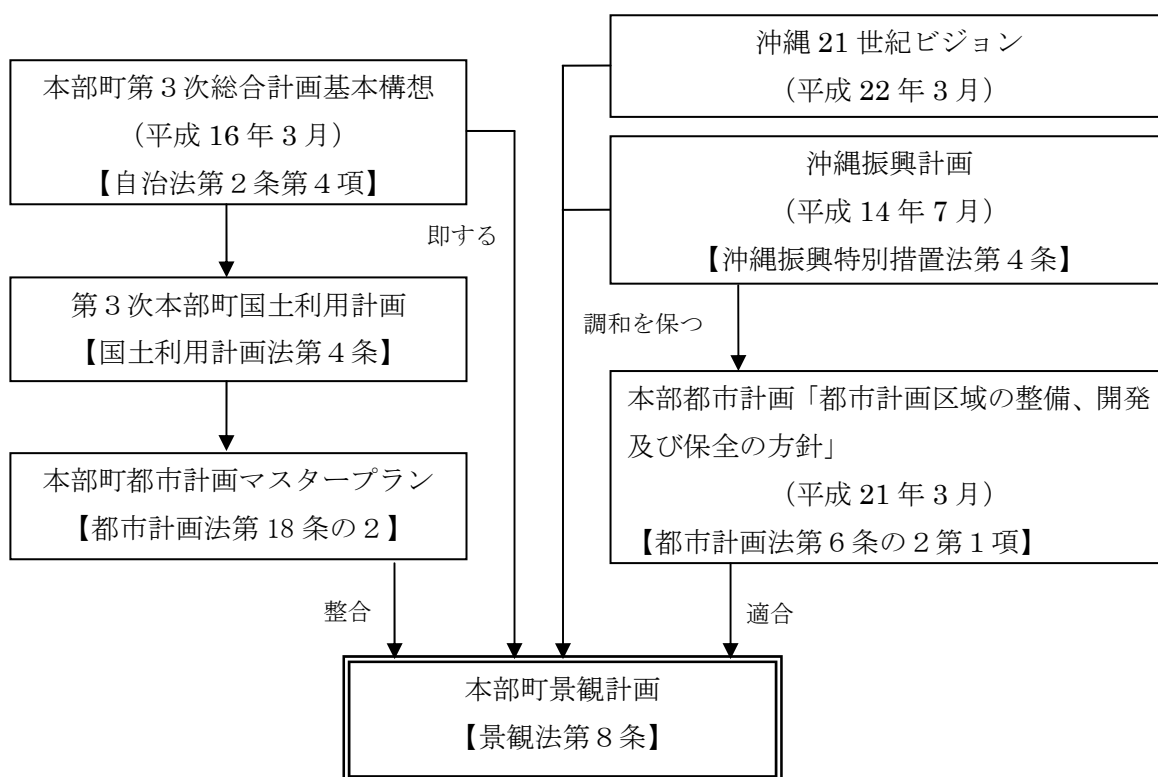
(2) 計画の目的

本計画は、本町における景観特性、本町が目指すべき「将来像」及び「景観形成に関する基本方針」等を示し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを持ち、さらに、「良好な景観形成のための行為の制限」等を定めることにより、より実効性の高い景観形成を推進することを目的とします。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、沖縄 21 世紀ビジョン及び沖縄振興計画（内閣府）と調和を保ち、県の策定した本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に適合し、さらに、本部町第 3 次総合計画基本構想及び本部町都市計画マスタープランとも整合を図るものとしてします。

■上位計画との関係



3. 位置と地勢

本部町（以下「本町」とする）は、沖縄本島北部の本部半島西端に位置し、町域の東側を名護市、北側を今帰仁村に隣接し、西の洋上には伊江島（伊江村）、北の洋上には伊平屋島（伊平屋村）、伊是名島（伊是名村）を望む位置にあります。

地形は全般的に山地形状をなし、半島の中央部に八重岳、円錐カルストの丘陵が連なっています。その裾野は平坦地となっており、農用地及び市街地を形成しています。さらに、山間部を流下する満名川が、本部港（渡久地地区）に注いでおり、流域に開けた低地はかつて満名タープクと呼ばれる水田地帯でした。また、沖合には瀬底島と水納島を有しています。

町の総面積は 5,432ha であり、東西南北約 8 km の三角形に近い町域となっています。



4. 歴史・文化

本町は、寛文6年（1666年）尚質王の代に今帰仁間切から分離し伊野波間切となり、後に本部間切と称しました。明治41年には島しょ町村制により本部間切の13か村をもって本部村となり、昭和15年町制施行して本部町が誕生しました。

しかし、昭和19年10月10日、米軍の空襲により町の中心地と周辺集落は焦土と化し、翌昭和20年には米軍が上陸、町は戦場となりました。米軍の占領後、町民は今帰仁村、久志村へと強制移動させられここで終戦を迎えました。現在未利用状態の上本部飛行場跡地は昭和20年に米軍が偵察機用として建設した飛行場です。

昭和22年には、9字が上本部村として行政分離したが、昭和46年再び本部町に合併しました。かつては農林漁業を主な生業とし、山手には藍・薪炭、満名川流域には稲作、その他にサトウキビ・サツマイモが栽培されました。現在は、藍に代わってミカンが、また、稲作・サツマイモ作地帯は、サトウキビ畑や花卉・野菜畑へと移り変わりました。大正期からカツオ漁業の基地であった渡久地港（現在、本部港（渡久地地区））は、同時に那覇や離島の連絡船が発着する活気ある港でしたが、港の移転整備や航路の変更等により往時の盛況はみられません。

本町は本土復帰の翌年（昭和48年9月10日）に町全域を対象とする「本部都市計画区域」の指定を受け、一体の都市として総合的に整備、開発、保全することを方向づけました。これに伴い、昭和48年11月には谷茶・大浜海岸約32haの埋立事業が竣工し、さらに、昭和50年7月には渡久地新港（現本部港（本部地区））の埋立約11haも竣工しました。

この時期、本町は間近に控えた沖縄国際海洋博覧会の開催地としてにわかに活況をおび、道路、港湾等の都市基盤整備も漸次進められ、それに伴って昭和50年にはこれまで減少してきた人口が増加に転じました。同時期、本土では高度経済成長の影響下にあり、列島改造論や大規模開発プロジェクトの推進を支柱とした新全総（新全国総合開発計画）等を背景に、本土資本による農地買占めも同時進行し農家の離農を促進させる結果となりました。

土地に関する諸制度が確立されない状況の中でのこれらの社会、経済動向の変化は、土地の投機的取引及び地価高騰の問題を提起したばかりでなく、町土の置かれた自然条件に配慮することなく進行した急速な開発は、新たな環境問題を発生させる等、幾多の土地問題を誘因し、町民生活に様々な影響をもたらしました。

しかし、本町においては、沖縄国際海洋博覧会を境に、これまでの「オイルショック」による景気沈滞、昭和52年3月の「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域の設定等、内外の様々な要因によって農地の買占めと各種開発行為に大きなブレーキがかかり、本町の自然環境は辛うじて保全されてきたものの、人口と活気の衰退は今なお続いています。ちなみに、平成17年の国勢調査における人口は14,383人で、北部地域の中では名護市の59,463人に次いでいます。しかし、その推移をみると、昭和25年の27,552人をピークに減少を続け、昭和50年には沖縄国際海洋博覧会等の影響により、若干増加をみたものの、それ以降は減少傾向を示しています。復帰前の昭和45年と比較すると約2,800人の人口減少となっています。

もとより、本町は“やんばる”特有の豊かな自然環境、すなわち、発達したサンゴ礁、美しい砂浜、町のシンボルである八重岳、ミラムイ（本部富士）を代表とする円錐カルストの山並み等に恵まれた地域であり、八重岳を含む一帯は、「嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区」として県指定天然記念物（天然保護区）に指定されているほか、平成18年3月には、円錐カルスト地域が自然公園（沖縄海岸国定公園 本部半島カルスト地域）に指定されています。さらに、これらの環境の中で育まれた多彩な伝統行事や芸能、フクギ並木の伝統的集落等歴史的・文化的資源の豊かな地域でもあります。加えて渡久地市街地が都市機能を有する等、本町の持つリゾート開発ポテンシャルは極めて高いものがあります。

第 章 本部町における景観の特性と課題

1. 本部町の景観の特性（景観要素）

（1）景観特性の分類

本町の景観資源を、山並みや海岸、河川及び農地等の“自然的景観”、集落や市街地及びそれらに分布する歴史的資源等を“集落・市街地景観”、また、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の観光施設や国道・県道等を“交流・シンボル景観”とし、3つに分類します。

景観要素分類体系

景観要素大分類	景観要素小分類	景観要素の内容
自然的景観	山並み・山間部の景観	八重岳や円錐カルスト地域等の本町の大部分を占める山並み景観
	河川景観	満名川や大井川等の河川景観
	海岸景観	良好な自然海岸景観（具志堅、新里、備瀬、崎本部等）
	島々の景観	瀬底島、水納島、伊江島、伊平屋島、伊是名島等、島々の眺め
	ゆうもどろの景観	夕陽が創り出すゆうもどろの景観
	農業景観	輪キクやミカン類、満名タープク等の農業景観
集落・市街地景観	集落景観	備瀬集落に代表される緑豊かな集落景観
	市街地景観	町営市場（まちぐわー）周辺の生活・暮らしの景観
	歴史・文化的景観	歴史を感じさせる瀬底土帝君 <small>せそこていじん</small> や拝所等
	祭りの景観	シニークや豊年祭、ハーリー等の祭り・伝統祭事の景観
交流・シンボル景観	観光施設景観	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区やゴルフ場、ホテル、人工ビーチ等の観光・レクリエーション施設の景観
	道路・橋梁景観	国道・県道等の観光ルートの道路・橋梁景観
	港の景観	本部港（渡久地地区・本部地区）や漁港等、港の景観

（2）自然的景観

1) 山並み・山間部の景観

円錐カルスト地域の山並み

本町北部には熱帯カルスト地形が広がり、その特徴ある自然や風土景観の保護と自然利用の増進を図るため、平成18年3月28日、沖縄海岸国定公園に編入されました。円錐カルスト地域の山並みは、本町を代表する自然景観のひとつであり、周辺の農地や集落と調和した美しい景観を形成しています。



本部町運動公園付近から見た本部富士とウフグシクムイ(浜元)

八重岳を山頂とする山並み景観

本町南側に位置する八重岳(標高453m)は、山頂からふもとまで町道八重岳線沿いに寒緋桜(カンヒザクラ)が植栽され、日本一早い桜まつりが開催される等、観光の拠点でもあります。町内のみならず周辺市村からもその頂を眺めることができ、広域的なシンボル景観として捉えることが出来ます。また、沖縄県自然環境保全地域(嘉津宇岳・安和岳・八重岳・自然環境保全地域)に指定されています。



山里集落より望む八重岳(山里)

2) 河川景観

満名川

満名川は本町東部から、本部港(渡久地地区)にそそぐ、延長約4,000mの二級河川であり、満名川流域が本町の大半を占め、並里の山林から、農地を潤し、市街地、港へと良好な河川空間を形成しています。古くは流域に開けた低地に満名タープクと呼ばれる稲作地帯が広がっていました。



満名川
川辺には桜の木が植栽されており、桜の咲く時期になると良好な自然景観を演出する(東)

現在はほとんどが宅地化あるいは他の作物の農地と化していますが、満名川を挟んで穏やかで潤いある集落的景観が形成されています。

大井川

大井川は、伊豆味の山林から、集落内を通り抜け、今帰仁村へと流れる二級河川です。伊豆味の集落内では潤いある景観を創出しています。



大井川(伊豆味)

その他河川

港川、大小堀川、崎本部川、シンナナ川等の普通河川においても、河川幅は小さいが集落内を通る等、住宅地内に潤いある空間を創出しています。

3) 海岸景観

具志堅・新里・備瀬の海岸

本町の北部において良好な自然海岸がみられ、地域住民及び観光客の憩いの場として広く利用されています。



具志堅の自然海岸

崎本部の海岸

崎本部における自然海岸は国道449号の西側に広がっています。崎本部ビーチにおいては、現在、防風林の育成が図られています。



崎本部ビーチ(崎本部)

瀬底島・水納島の海岸

瀬底の自然海岸は、現在、リゾート開発が進められており、整備にあたっては周囲の景観との調和に配慮した建築物等の意匠や形態、配置が求められます。また、水納島の美しい海岸は、夏期、多くの観光客が訪れる本町のレクリエーション拠点となっています。



瀬底の海岸

4) 島々の景観

周囲の島々への眺望

本町は、瀬底島及び水納島の島しょを有し、海岸や丘陵地から西の海への眺望は特徴があり魅力的です。晴れた日の夕暮時、東シナ海に沈む夕陽と島々が織りなす景観は、本町の重要な景観要素となっています。

また、水平線上に浮かぶ伊江島や伊平屋島、伊是名島の島影は特徴的であり、印象深い景観を演出しています。さらに、円錐カルストの頂上付近からは、前述の島々に加え古宇利島（今帰仁村）や屋我地島（名護市）も含めた広大な島しょ景観を望むことができます。



備瀬の自然海岸から伊江島を望む(備瀬)



ウフグシクムイより瀬底島を望む

5) ゆうもどろの景観

ゆうもどろの景観

本町の西側に広がる東シナ海へ沈む夕陽が作り出す幻想的で美しい景観は、本町の代表的な景観資源です。季節によって沈む方向が異なり、瀬底島や水納島、伊江島と夕陽が織りなす美しい景観は、「ゆうもどろ」の景観と称しています。

注)「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろさうし」の中で語られた言葉で、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色あざやかな光がうず巻状をなして織りなしてくる荘厳で雄大な光景をさした。「ゆうもどろは」それを西の空に沈む太陽が織りなす光景をさす造語で、本町の風景等を表現する際によく使用される。



ゆうもどろの景観

6) 農業景観

電照菊畑の景観（夜景）

本町は輪キクの栽培が盛んであり、いたるところで菊畑をみることができます。夜間に電照を行う栽培手法が用いられており、独特の夜景を演出しています。



独特の夜景を演出している電照菊畑(新里)

ミカン畑の景観

本町においては、伊豆味を中心としてタンカンやカーブチー等ミカン類の生産が盛んです。また、産業としてだけではなく、タンカン狩り等、観光資源のひとつでもあり、ミカン畑は本町の農地景観の特性でもあります。



斜面緑地にあるミカン畑(伊豆味)

満名ターブクの景観

本町の伊野波、並里の満名川沿いにおいては、以前は通称満名ターブクと呼ばれた水田地帯として稲作を営んでいました。水の豊富な地域であることから、現在は田芋の生産を行っており、満名川沿いに広がる田芋畑が潤いある農地景観を形成しています。



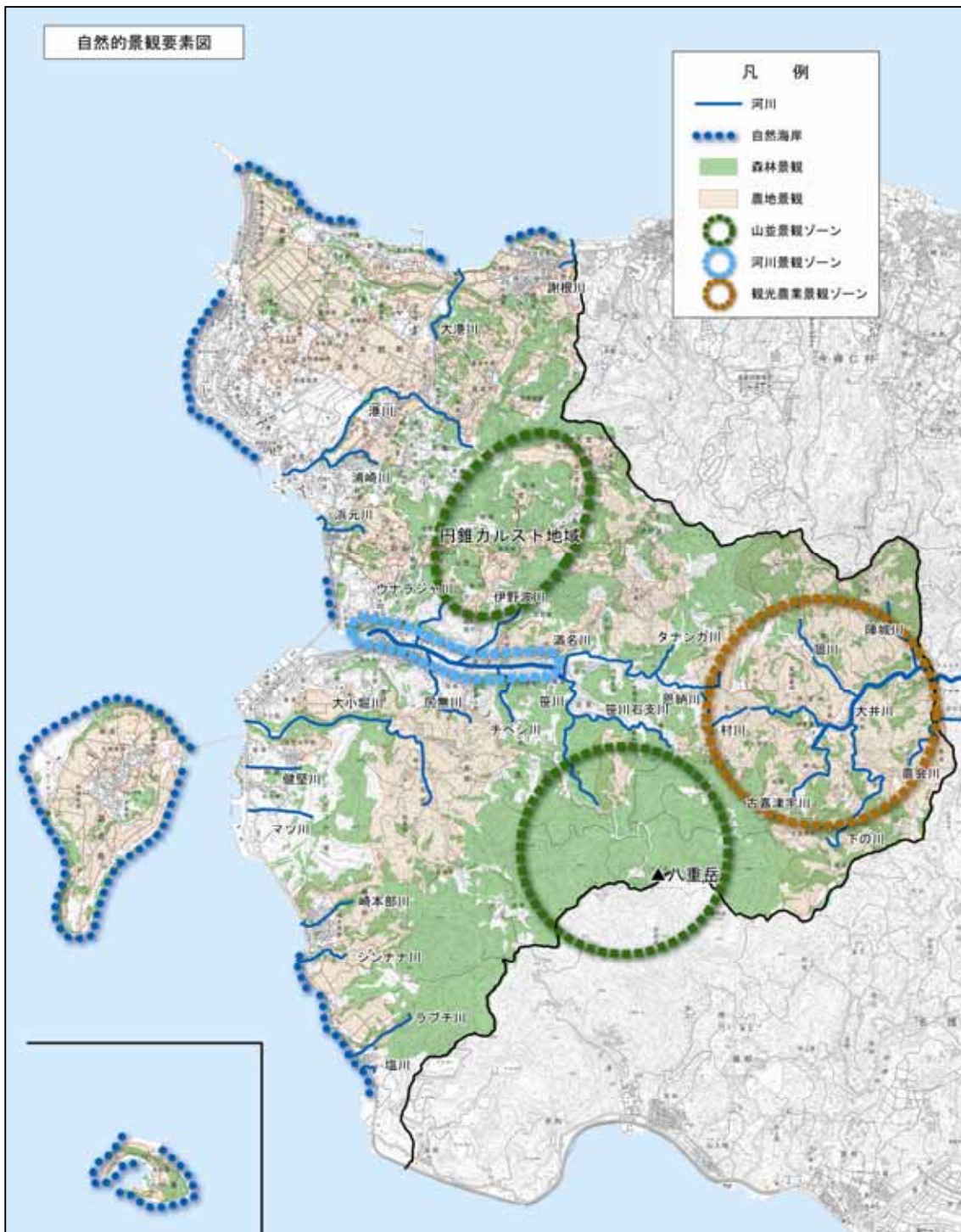
満名川沿いに広がる田芋畑の景観(伊野波)

集落を取り囲む農地の景観(田園景観)

本町は、屋敷林等の緑が豊かな集落と農地が調和し、良好な田園景観を有している地区が多くみられます。特に備瀬、豊原、新里、具志堅、瀬底等において、農地の中に、集落のフクギや瓦屋根がかすかに見え隠れる風景は、本町の伝統的な風景を醸し出しています。



農地と調和している集落景観(豊原)



(3) 集落・市街地景観

1) 集落景観

備瀬・瀬底・山川・豊原・具志堅・新里・崎本部等の豊かなフクギ並木を有する景観

備瀬・瀬底・山川・豊原・具志堅・新里・崎本部等の集落については、緑豊かなフクギの屋敷林や石垣、瓦屋根住宅が多く残っており、伝統的な集落の風景をみることができます。



フクギ並木が残る集落景観(備瀬)



集落内のフクギと石垣(具志堅)



フクギの屋敷林と石垣が残る集落景観(山川)



瓦屋根が並ぶ集落景観(崎本部)



赤瓦屋根の住宅(瀬底)



赤瓦屋根の住宅(瀬底)

崎本部・健堅の八重岳を背景とした緩やかな丘陵地の集落景観

本町南部の崎本部・健堅の集落は、国道449号側から緩やかに上っていく地形に立地しています。崎本部集落の南側においては、瓦屋根住宅も多く残っており、背後の雄大な山林と調和した集落景観となっています。また、健堅の集落に囲まれた原野には、緑に囲まれた古くからの墓地が数多く点在しています。



健堅集落の背後の雄大な山林

大堂や山里の山間部の集落景観

大堂や山里の集落は、円錐カルストに囲まれた山間部に散在しています。円錐カルストを背景に、農地と小規模な集落が調和し、落ち着いた景観を醸し出しています。また、円錐カルストの凸地形に対して石灰岩地域に発達する凹地形のポリエがつくる景観も本町の特徴的な景観要素となっています。



円錐カルスト(山里走地原)

注) ポリエとは、石灰岩地域にみられる平坦な谷底と急斜面の谷壁に囲まれた細長い楕円形の輪郭をもつ凹地。ドリーネやウバーレがいくつも結合してできた溶食盆地。

2) 市街地景観

市場（まちぐわー）周辺の景観

渡久地の町営市場周辺は本町の中心的市街地であり、本町のおへそのような重要な商業空間です。経済情勢や購買行動の変化から大型店等へ客足が向かっていますが、地域住民の工夫と試行錯誤で活性化に向けた動きを見せています。市場に並ぶ農産物や海産物、それを求める地域住民や観光客等人びとの生活文化がつくりだすにぎわいのある景観の再生が今後の課題です。



中心市街地景観(町営市場周辺)



町営市場(渡久地)

谷茶・渡久地の港町景観

谷茶や渡久地の市街地については、港を中心とした独特の景観を有しています。特に、港と市街地、さらに満名川へとつながる風景は他の地域にはみられない港町の風情を感じさせます。



本部港(渡久地地区)の港町景観



港町の風情を感じさせる景観(本部港(渡久地地区))

大浜の都市基盤整備された市街地景観

大浜は、博物館や図書館、産業支援センター(アジマーもとぶ)等の公共施設が多く立地し、道路基盤も整っていることから、整然とした市街地景観が形成されています。

国道449号沿道には、派手なデザインや表示面積の大きい看板等の設置が見られます。



国道 449 号本部循環線沿線(大浜)

3) 歴史・文化的景観

天然記念物

天然記念物として、国指定の塩川や県指定の嘉津宇岳安和岳八重岳自然保護区、大石原のアンモナイト化石、町指定の大浜の有孔虫石灰岩があります。

特に、塩川においては、貴重な自然的景観を有しており、国道449号沿いにあることから観光資源としても重要です。



国指定天然記念物の塩川(崎本部)

有形民俗文化財

瀬底土帝君せぞこていじんは国指定の重要文化財（建造物）に指定されています。周辺の樹木、石積み等と一体となって、歴史を感じさせる景観を形成しており、本町を代表する歴史的景観要素です。

また、町指定の有形民俗文化財として、具志堅の神八サーギがあります。具志堅集落の南側の緑豊かな小高い丘の上であり、独特の歴史的景観を醸し出しています。



瀬底土帝君(瀬底)



神八サーギ(具志堅)

各集落に点在する神社や拝所

各集落内やその周辺においては、神社や拝所が多く存在しています。それらの周辺には豊かな緑や大木等が残っており、古くから住民にとって重要な場所であることが感じられます。集落の景観を醸し出す重要な景観要素となっています。



アサギのデイゴ(辺名地)

4) 祭りの景観

伝統的な祭り

本町には、具志堅、備瀬、伊野波、辺名地等の地域で稲の収穫後に行われるシニグ、伊豆味、備瀬、瀬底、渡久地等で行われる豊年祭、瀬底の土帝君で行われる正月、渡久地の綱引き、各地域におけるハーリー等の多くの伝統的な祭りが現在に伝承されています。また、かつて盛んだった瀬底ピージャーオーラサイも開催されています。



具志堅のシニグ
(出典:本部町の町の移り変わりと人の暮らし(本部町教育委員会))



渡久地の綱引き
(出典:本部町の町の移り変わりと人の暮らし(本部町教育委員会))



瀬底ピージャーオーラサイ



健堅のハーリー

その他の祭り

本町では、海洋博公園サマーフェスティバル、本部八重岳桜まつり、本部海洋まつり等の現代の活気ある祭りが開催され、にぎわいのある空間を形成しています。



本部八重岳桜まつり

(4) 交流・シンボル景観

1) 観光施設景観

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、年間約350万人の観光客が訪れる国営公園であり、本町のみならず、沖縄本島北部地域の観光拠点となっています。公園面積（計画決定）は約77haと大規模で、管理された公園の緑や各種公園施設は、周辺地域に対しても良好な景観資源となっており、本町をイメージづける施設（景観）の一つとなっています。



中央ゲートより伊江島を望む



壁面緑化している立体駐車場



沖縄美ら海水族館

八重岳桜の森公園

八重岳桜の森公園は、八重岳中腹に位置し、日本一早い桜まつりの会場です。まつりのシーズンには多くの観光客が訪れる観光の拠点であり、八重岳の桜は、本町を代表する景観の一つとなっています。



八重岳の桜並木



八重岳桜の森公園

田空・新山村コア施設（ハーソー公園）

水が豊富に湧き、稲作が盛んであった具志堅の良好な田園景観を再生するために田園空間整備事業によって整備された公園です。

また、地域住民の誇りの形成、農業的景観の意義について意識を啓発する意味でも重要な施設です。



田空・新山村コア施設(ハーソー公園)(具志堅)



公園内にあるフブガー(具志堅)

ビーチ

本町には、崎本部ビーチや瀬底ビーチ(クンリ浜)、エメラルドビーチ、水納ビーチ等の観光客が多く訪れるビーチが多数存在しています。また、本部港(本部地区)の南側のビーチはダイビングスポットにもなっています。



水納ビーチ

伊豆味の観光施設

伊豆味の名護本部線(県道84号線)沿道は、みかんの里総合案内所や、観光客向け店舗や飲食店・カフェ等が立地している観光ルートですが、一方で派手な色彩の建築物や看板がみられます。

ホテル

本町におけるホテルの多くは、国道449号沿道及び県道114号線沿道の海岸部で、海の眺望に優れた場所に立地しています。そのため、周囲の自然景観との調和に配慮した高さ、意匠や形態を有する建築物としてのホテルの立地を促進することが望まれます。

ゴルフ場(ベルビーチゴルフ場・本部グリーンパーク)

ゴルフ場は、観光施設としてアクセス道路周辺の美化に積極的であり、良好な景観を形成していますが、敷地の規模が広大となっています。そのため、地域の景観形成に配慮した施設及び敷地管理が望まれます。

2) 道路・橋梁景観

国道 449 号

国道449号は、本町西海岸の主要幹線道路であり、観光ルートでもあります。良好な海岸景観を望むことができ、近年、整備が進み、ゆとりある歩道や、ヤシの木等の植栽、ロードパーク等も整備されており、良好な道路景観を備えつつあります。しかしながら、沿線の本町南部(塩川)に採石場があり、景観への配慮等が必要です。日本風景街道「美ら海とやんばるの風景海道」(国土交通省)に登録されています。



国道 449 号

道 505 号

国道505号は、本町の中中部(浦崎)から、北側を通り、今帰仁村へ抜ける主要幹線道路です。日本風景街道「美ら海とやんばるの風景海道」(国土交通省)に登録されています。国道449号の海の眺めとは対照的に山や集落、農地を通るルートで、住民の生活に密着した道路です。また、今帰仁城趾等への観光ルートでもあります。



国道 505 号

名護本部線(県道 84 号線)

名護本部線(県道84号線)は、名護市から、伊豆味を通り渡久地に至る山側の主要幹線道路であり、良好な山林景観を有しています。伊豆味周辺では、観光施設が多く立地し、観光ルートですが、屋外広告物が乱立している箇所もみうけられます。



県道 84 号線沿いに乱立する看板等

日本風景街道「美ら海とやんばるの風景海道」(国土交通省)に設定されています。

県道 115 号線

県道115号線は、本町東側の山間部を通る本町の市街地と今帰仁城跡を結ぶ幹線道路であり、円錐カルスト地域の特徴的な山々を眺めることができ、観光ルートとしても重要であります。また、近年、整備に伴い橋梁が架けられており、地形に沿って緩やかに曲がるカーブを抜け、全面に広がる円錐カルスト地形とこれら橋梁が織りなす景観は、本町の特徴的な景観となっています。



県道 115 号線

その他道路

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や備瀬の集落等の観光拠点を繋ぐ県道114号線や、円錐カルスト地域を東西方向へ通過する町道大堂線についても、本町の景観形成において重要な道路となっています。



県道 114 号線

樹木の植栽により潤いのある道路景観を演出している

本部大橋

本部大橋は、本部港（渡久地地区）をまたぐ国道 449 号の大規模な橋梁であり、港周辺の景観にとって重要なシンボルの要素となっています。

今後、4車線化が予定されていることから、周辺景観と調和した橋梁デザインが望まれます。



町道大堂線

瀬底大橋

瀬底大橋は、健堅から瀬底島への橋梁であり、本町の西海岸の広い地域から眺めることができます。海の青と島の緑に映える白い瀬底大橋は、本町を代表するシンボル景観となっています。



瀬底大橋



本部大橋

3) 港の景観

本部港（本部地区）

瀬底島の対岸となる崎本部にあり、昭和 50 年に開かれた沖縄国際海洋博覧会に際し、大型旅客船の接岸バースとして整備されました。現在では伊江島への定期フェリー、那覇～鹿児島航路の大型フェリーが毎日寄港し、北部地域の流通港として機能しています。また、北部地域の拠点港として、流通、物流、観光



本部港(本部地区)

等の総合的な機能を有した港湾施設の整備が検討されています。

本部港（渡久地地区）

本部港（渡久地地区）は、伊平屋島、伊是名島をはじめとする本島北部離島の拠点港、カツオ漁の基地港として栄えましたが、こうした機能は衰退・移転し、現在は水納島航路を中心とした観光港としての性格を強め、年間約 20 万人の乗降客が利用する港です。市街地の景観、満名川の河口の風景と調和した独特の港町の風景を形成しています。



本部港(渡久地地区)



(5) 景観領域のイメージ

本町における景観要素の地域別の特性から、景観領域として分類すると、以下の5地域に分けることができます。

山林地域

緑豊かな自然景観を中心とした地域です。伊豆味においてはタンカン等の果樹園が多く、観光農業も盛んです。また、八重岳においては桜並木があり、本町を代表する景観要素となっています。さらに円錐カルスト地域においては、大堂ポリ工等特有の地形と農地が調和した^{おもむき}趣のある原風景を形成しています。また、集落は比較的小規模であり、周辺環境と調和しています。

田園地域

石垣やフクギ屋敷林等伝統的要素の残る集落が多い地域です。また、地形的にも平坦であり、農地が広がっています。

市街地地域

満名川の河口部に位置する港を中心として市街地が形成されている地域です。商業施設や公共施設が集積しています。

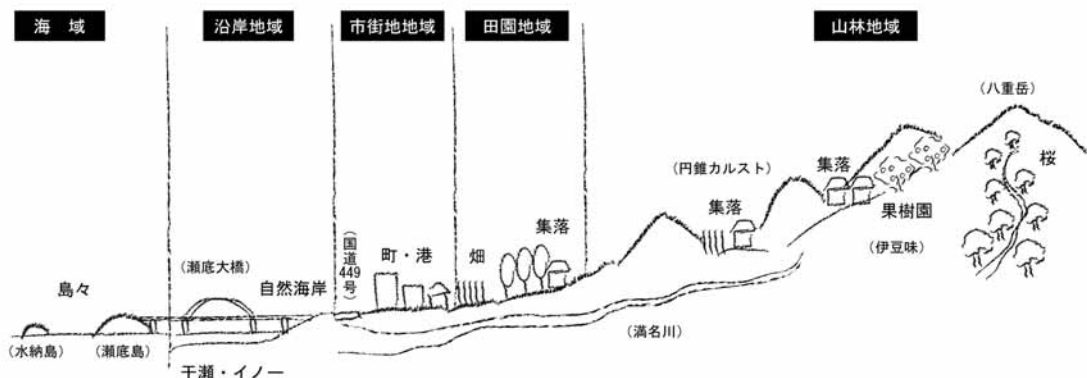
沿岸地域

自然海岸が多く残る地域です。また、干瀬・イノーが広がり、生物の生息域、町民や観光客の憩いの場、レクリエーションの場として重要な地域です。

海域

本町からは、水納島、瀬底島、伊江島、伊平屋島、伊是名島等、一円の島々を眺めることができます。

■本部町における景観領域イメージ



2 . 本部町における課題

(1) 良好な集落景観の保全

本町には、備瀬の集落をはじめ、瀬底、具志堅等の昔ながらのフクギの屋敷林や、瓦屋根住宅、石垣が多く残っている集落があります。それらの伝統的な集落景観は長い時代を経て形成され、守られてきた原風景であり、一度失うと容易には再生できない貴重な財産です。

今後、集落内やその周辺において、大規模な建築物や工作物の建設が予定される場合、周辺の集落景観等と、調和した規模及び配置、形態意匠とすることが求められます。



石垣に囲まれた石柱のある旧家(古島)
(出典:本部町の町の移り変わりと人の暮らし
(本部町教育委員会))



伝統的景観要素である瓦屋根住宅が失われたことにより伝統的集落としての魅力が低下した

(2) 良好な自然景観の保全

本町は、八重岳、円錐カルスト地域に代表される山林景観や自然海岸等、良好な自然景観を有しています。しかし、近年、国道・県道沿道、眺望の良い山間部等や島しょ地域が開発されている傾向にあります。したがって、良好な自然景観の保全や、地域の自然景観の特性に応じた景観形成が求められます。また、円錐カルスト地域一帯においては、自然公園区域に指定されていることから、自然公園法の許可の基準の特例の活用について検討する必要があります。

さらに、本町の景観的魅力である島々への良好な眺望を保全する必要があり、海岸部への大規模な建築物等の建設にあっては周辺景観との調和及び眺望等に配慮することが求められます。

(3) 観光ルートである主要道路景観の修景

観光は本町の主要な産業であり、観光ルートである国道 449 号や国道 505 号及び名護本部線(県道 84 号線)等の道路景観は、本町の景観を印象づける重要な要素となっています。

よって、道路の植栽や、沿道の建築物の色彩、屋外広告物等は、周辺環境との調和を配慮する必要があります。特に、名護本部線（県道 84 号線）においては、屋外広告物の乱立がみられ、道路景観を阻害している箇所もあり、今後、屋外広告物の適正化に向けた取り組みを検討する必要があります。



屋外広告物の乱立が見られる(伊豆味)

また、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や備瀬の集落等の観光拠点を繋ぐ県道 114 号線や、円錐カルスト地域の東側を通り今帰仁城跡へと向かう県道 115 号線、さらには、円錐カルスト地域を東西方向へ通過する町道大堂線についても、本町の景観形成において重要な道路であり、それぞれの地域の景観特性に応じた道路景観の形成が必要です。

(4) 農業景観の保全・修景

本町は、輪キクやミカン類、サトウキビ等の生産が盛んであり、それらの農地景観はそれぞれ特徴があり、地域の重要な景観要素となっています。しかし、近年、耕作放棄地の増加等、原野(荒れ地)となり景観を阻害している箇所もみられます。今後は、農地の活用を促進する等、農地景観の保全・修景が必要です。

(5) 大規模公共施設の景観への配慮

港湾施設や橋梁、護岸施設等の大規模公共施設が周辺景観へ与える影響は大きく、周辺環境と調和が求められます。特に本町は、良好な自然海岸や山林を有しており、それら自然景観への配慮が必要です。

(6) 中心市街地における景観形成

本町の中心市街地は、本部港（渡久地地区）や満名川と一体となった独特の景観を有しています。経済情勢や購買行動の変化から大型店等へ客足が向かっていますが、近年、空き店舗の活用や各種イベントの開催等、活性化に向けた取り組みが進められているところです。



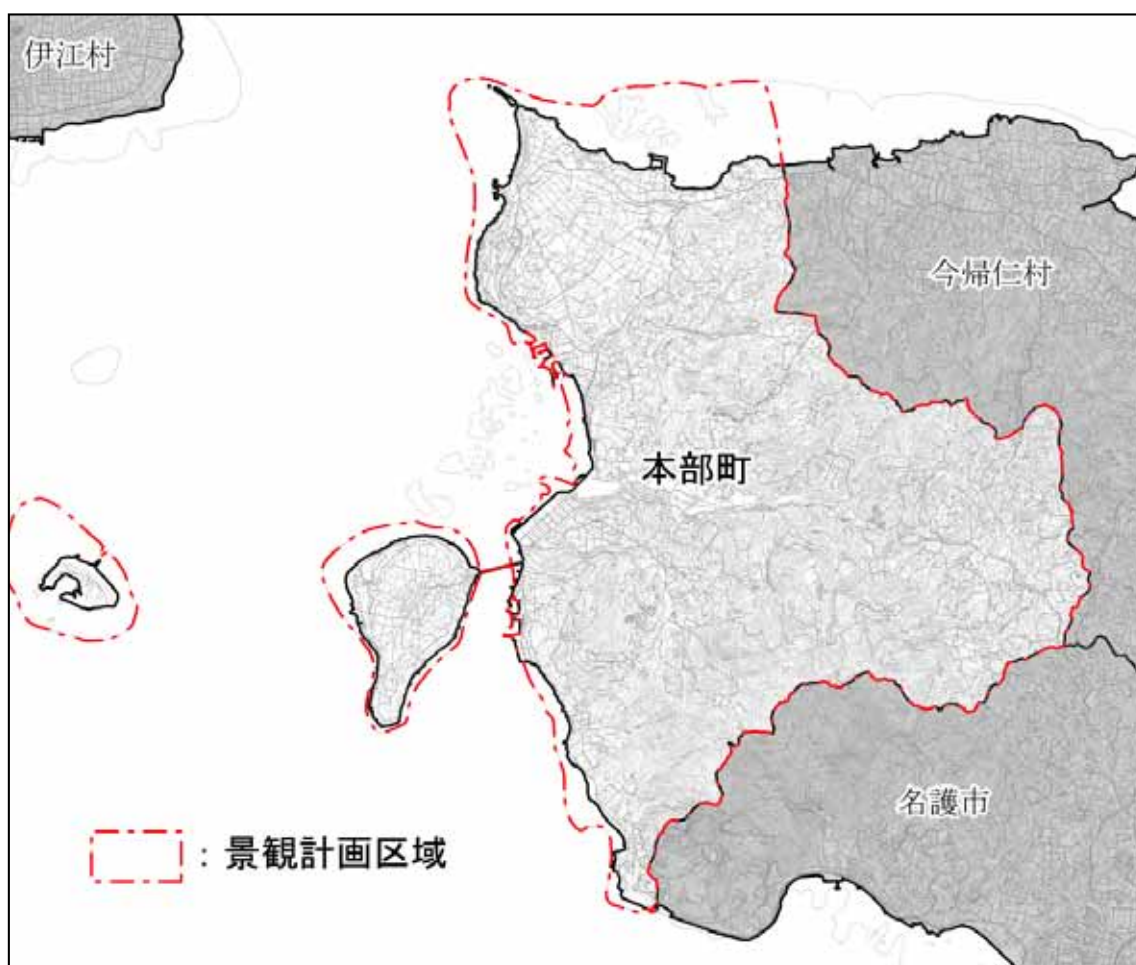
本部町の市街地景観のひとつ(渡久地)

今後、港と河川及び市街地が連携した、魅力ある景観づくりを進め、中心市街地の活性化に資する魅力あるまちなみを創出していく必要があります。

第 章 景観形成に関する方針

1 . 景観計画区域の指定

本町においては、各地域にみられる多種多様な景観要素の保全、創出を図るため、景観法に基づく景観計画区域を本町全域とし、さらに本町の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域の礁縁（リーフエッジ）までを含むものとします。



2 . 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の将来像

本町の景観は、八重岳や円錐カルスト地域のムイ（森）等の豊かな山林、サンゴ礁や自然海岸を有する海岸域、満名川の流れる潤いのある景観、瀬底島や水納島と海が織りなす景観等、地形的な多様性に基づく豊かな自然景観を基本としています。

また、それらと調和した農地、フクギ屋敷林や石垣等伝統的な景観要素を有する集落景観、本部港(渡久地地区)の周辺においては港町のたたずまいを残した市街地景観や、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とした観光リゾート地域等の^{いどな}営みの景観も本町の魅力のひとつです。

さらに、時間の経過とともに変化する海、島々、夕日が織りなすゆうもどろの景観に加え、長い歴史が培ったシニーグや村踊り等の祭りの景観等本町の文化的景観も魅力あるものとなっています。

このような本部町らしい多様で豊かな景観を守り、育み、再生・創造して、これらを次世代へより良い形で引き継ぐ観光・文化のまちとして、景観形成に関する将来像を以下のように定めます。

ムイ（森）、川、海、豊かな自然と文化が薫る、
観光都市 美らまち本部



デーサンダームイからの眺望

(2) 景観形成に関する基本方針

将来像を実現するため、本町における良好な景観形成に関する基本方針を以下に定めます。

1) 豊かで美しい自然景観を本町の景観形成の根幹とし、 ムイ(森)、川、海を守り、育み、活かす景観形成に努めます。

私たちの町は、八重岳や円錐カルスト等を中心とした緑豊かなムイ(森)、そこを流れる満名川等が潤いを演出し、雄大な海に抱かれ、その向こうには水納島や伊江島、伊平屋島、伊是名島が望めます。これらの豊かで変化に富んだ自然景観が本町の景観の最大の魅力であり、根幹であります。したがって、眺望点から眺めた際、人工物はムイ(森)の緑や海との調和が図られ、自然景観を阻害しないことが重要です。また、豊かな自然が育てている生物も含めて本町の景観であると言えます。さらに、美しい星空も自然景観のひとつであり、過剰な屋外照明によって自然のままの星空が見えにくくならないよう、屋外照明を抑えることも重要です。したがって、本町の豊かで美しい自然を保全、活用または再生することが私たちの責務であります。

配慮すべきこと

- a) ムイ(森)の稜線の保全に配慮します。
- b) ムイ(森)の緑との調和に配慮します。
- c) 町内の主要な眺望点からの眺めに配慮します。
- d) 河川の潤いを活かし、親しめる河川空間の保全・形成に配慮します。
- e) 赤土等流出対策に努めます。
- f) 自然海岸については積極的に保全します。
- g) 海岸部においては、海岸景観や島々の眺望に十分配慮します。
- h) 大規模な開発・建築等においては、周辺自然景観との調和を第一に計画します。
- i) 貴重な生物が生息している豊かで美しいムイ(森)の保全を図ります。
- j) 美しい星空景観を眺望するため、屋外における夜間照明は最小限にとどめます。
- k) 採石場においては、植林等による修景等、良好な自然景観を阻害しないよう努めます。

2) 歴史・文化的要素を保全・活用し、 より良い形で集落景観を次世代へ引き継ぎます。

先人達が築き上げ、受け継いできた伝統的な集落、御嶽や拝所等の聖地、踊りや祭事等の歴史・民俗的資源や伝統文化は我々に安らぎや誇りを与えてくれます。

これらを、より良い形で次世代に引き継ぐため、形態意匠のみならず、歴史的な文脈を十分に理解しつつ、その景観的要素を保全し、その周辺においてはそれらを活用した景観形成に努めます。

配慮すべきこと

- a) 緑豊かなフクギの屋敷林や本町の旧集落に残る多様な石垣(瀬底島産石灰岩、山川の本部石灰岩、備瀬の板干瀬等)、瓦屋根住宅が多く残っている伝統的集落においては、その集落景観の保全に努めます。
- b) 歴史的建造物や祭事がとりおこなわれる空間等においては、その周辺(バッファ)も含めて保全します。
- c) 集落内の大木や、御嶽等の拝所近くの大木については、その保全に努めます。

3) 観光都市としての気品のある
公共(交流)空間の景観形成に努めます。

観光業は、本町の基幹産業のひとつであり、本町への入域者数は年間 350 万人を超えます。これらの観光客は専ら国道 449 号、国道 505 号、名護本部線(県道 84 号線)、県道 114 号線、県道 115 号線を観光ルートとして使用しています。

したがって、それら主要道路の道路空間においては、植栽や無電柱化等、良好な道路景観の形成に努めるとともに、沿道に立地する建築物及び工作物については、海への眺望等周辺景観へ配慮するものとします。

その他に、本町は丘陵地を多く有することから、さまざまな道路や公園等の公共空間から美しい風景を望むことができます。このような地形的な特徴により創出される優れた眺望を保全します。

さらに、本部大橋や瀬底大橋、その他山間部の橋梁についても、海の青やムイ(森)の緑と調和したものとします。

また、本部港(渡久地地区・本部地区)は離島等への交流拠点であり、緑化等の潤いのある景観形成に努めるとともに、立地する建築物、工作物においては、その色彩等の意匠に配慮するものとします。

配慮すべきこと

- a) 主要道路における屋外広告物については、その規模や色彩において周辺景観に配慮します。
- b) 主要道路における街路樹については、周辺景観との調和について十分検討し、植栽後はその維持・管理を徹底します。
- c) 主要道路沿道の無電柱化を促進します。
- d) 橋梁の建設、修繕等を行う場合は、周辺景観との調和に努めます。
- e) 港湾施設及びその周辺においては、交流施設として建築物等の形態意匠に配慮します。
- f) 各種公共施設においては、本部らしい基調のものとしてします。

4) 農業振興と連携した良好な田園景観の保全・創出に努めます。

農地は、町土の約 26%を占めており、本町の景観形成に与える影響は大きいと考えられます。しかしながら、近年、耕作放棄地の増加等により緑豊かで生産性のあるイメージが低下してきており、農業振興のみならず、景観的にも好ましくない状況です。

したがって、農業振興と連携し、農地の有効利用を図ることで、農村の営みや故郷を感じさせる田園景観の保全・創出に努めます。

配慮すべきこと

- a) 農地の有効利用、耕作放棄地の解消に努めます。
- b) 農地への開発等については、周辺の田園景観に十分配慮します。
- c) 農地を資材置き場、土石の堆積等へ利用する場合、周辺の田園景観に十分配慮します。

5) 港・河川を活かした潤いと活力ある市街地景観の創出に努めます。

渡久地、大浜、谷茶、東の市街地は、本町の中心市街地であり、住民サービスの拠点にもなっています。しかしながら、近年は町営市場を中心とした商業空間においては空き店舗の増加等、衰退もみられます。

したがって、中心市街地の活性化を図るため、町営市場を中心とし、本部港（渡久地地区）や満名川の河川空間との一体的な景観形成を図ることにより、潤いと活力ある市街地景観の創出に努めます。

配慮すべきこと

- a) 本部港（渡久地地区）から町営市場までの市街地を、にぎわいや活気のある空間として演出します。
- b) 本部港（渡久地地区）から満名川をつなぐ水辺空間を演出します。

3 . 地域の個性を活かした景観形成方針

地域の個性を活かした良好な景観づくりに向けて、本町の景観を以下の 10 地域に類型化し、景観形成方針を定めます。

- (1) 円錐カルスト地域 (自然公園区域)
- (2) 八重岳一帯地域
- (3) 伊豆味地域
- (4) 満名川沿岸地域
- (5) 海岸地域
- (6) 伝統的集落地域 (備瀬、山川、豊原、具志堅、新里、崎本部等)
- (7) 中心市街地地域 (渡久地、谷茶、大浜、東)
- (8) 主要道路沿道地域
 - (国道 449 号、国道 505 号、名護本部線 (県道 84 号線)、県道 114 号線、
県道 115 号線、町道大堂線)
- (9) 離島地域 (瀬底島、水納島)
- (10) 記念公園周辺地域



円錐カルストからの眺望

景観形成ゾーニング図



(1) 円錐カルスト地域 (自然公園区域)

1) 景観形成の方針

熱帯カルスト地形が広がる本町北部の当該地域は、その特徴ある自然や風土景観の保護と自然利用の増進を図るため、沖縄海岸国定公園に指定されており、自然公園法に基づく許可基準が定められていることから、開発や建築等の行為は基本的に周辺環境に調和したものと担保されています。しかしながら、普通地域においては、届出のみで具体的な基準がなく、特別地域の許可基準においても、色彩等の形態意匠のあり方については、明確な基準が定められていません。したがって、当該地域においては、形態意匠に関する基準を設け、より明確に位置付ける必要があります。

そのため、本地域の山間部やその前景となる区域において建築物や工作物を建築する場合は、円錐カルストの特徴ある稜線を保全するとともに、色彩についても背景となる緑と調和した、目立たないものとしします。また、開発によりのり面が生じる場合には、植栽を施します。さらに、本地域の景観の重要な要素である農地については、農業的土地利用を保全し、耕作放棄地の荒地化を防止します。

また、円錐カルストからは、西に瀬底島、水納島及び伊江島、北に伊平屋島、伊是名島という島々を眺めることができ、その眺望を保全します。



円錐カルストと農地(大堂)



円錐カルストの遠景

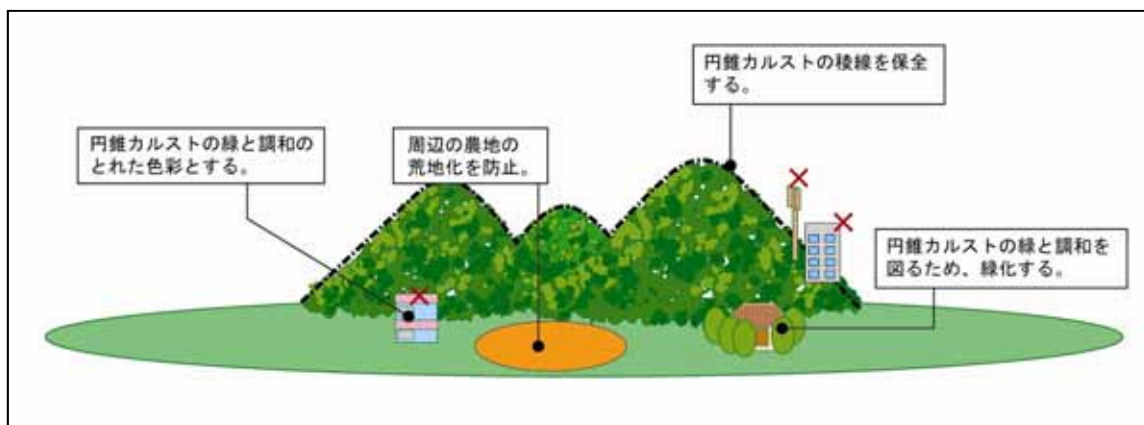
2) 目指すべき景観の将来像

遠景：熱帯カルスト地形は、本町を代表する景観です。ミラムイ（本部富士）、ウフグシクムイ等の円錐型の小山が連なり（円錐丘群）、その山並みは本町北側の地域の背景となっています。その稜線は保全されており、山腹における建築物や工作物は周辺の景観との調和が図られています。

中景：円錐カルストのふもとには農地や散在集落があり、独特のムイ（森）のある原風景が広がっています。

眺望：円錐カルスト山頂からは、360度のパノラマ眺望が確保されており、瀬底島、水納島及び伊江島、伊平屋島、伊是名島等の島々を望むことができます。

イメージ図



円錐カルストと調和した農地景観(山里山田原)

(2) 八重岳一帯地域

1) 景観形成の方針

八重岳は、町内や周辺市村からも眺めることのできる広域的なランドマークとなっています。その頂上は、本町で最も標高の高い地点であり、伊江島、伊平屋島、伊是名島等の周辺の島々を望むことができる本町の優れた眺望点となっています。また、山頂からふもとまで町道八重岳線沿いに寒緋桜（カンヒザクラ）が植栽されており、日本一早い桜まつりが開催され、桜の花とそれを鑑賞に訪れる人がつくる賑わいのある風景は初春の風物詩となっています。

そのことを踏まえ、八重岳の稜線を保全し、山頂からの眺望を保全するために、建築物・工作物等の高さは極力抑え、意匠及び色彩は背景となる緑と調和した目立たないものとし、開発が行われる場合には、大規模なり面が生じないよう配慮する必要があります。

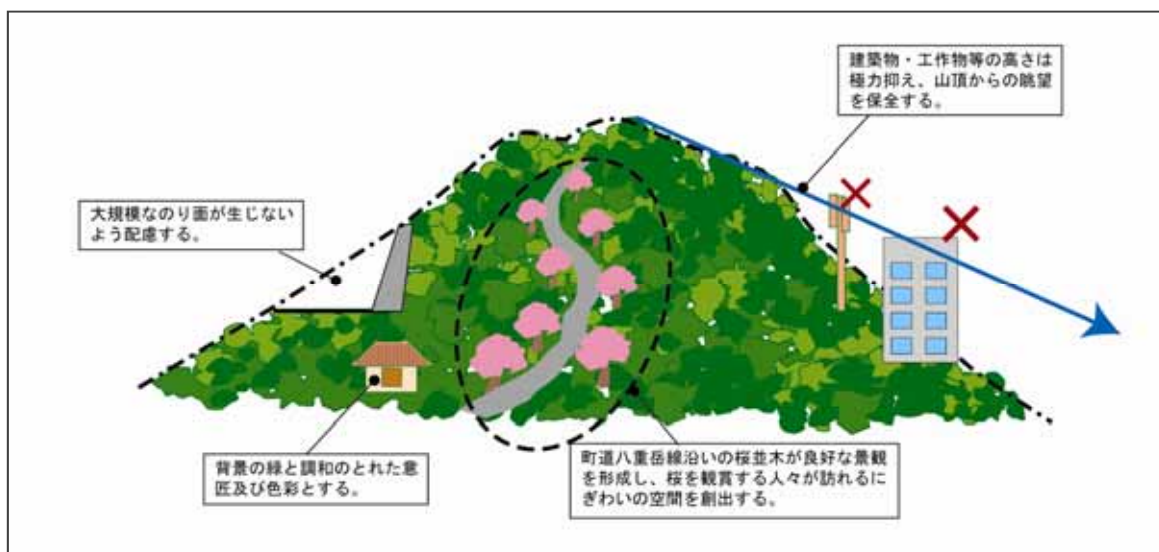
2) 目指すべき景観の将来像

遠景： 稜線は保全されており、山腹における建築物や工作物は周辺の景観との調和が図られています。

中景： 町道八重岳線沿いの桜並木が良好な景観を形成し、初春には美しい桜の花が咲き誇り、毎年多くの人々が八重岳を訪れています。

眺望： 伊江島、伊平屋島、伊是名島等周辺の島々への眺望が確保されており、見晴しが良く、心地良い眺望点として地域住民に利用されています。

イメージ図



(3) 伊豆味地域

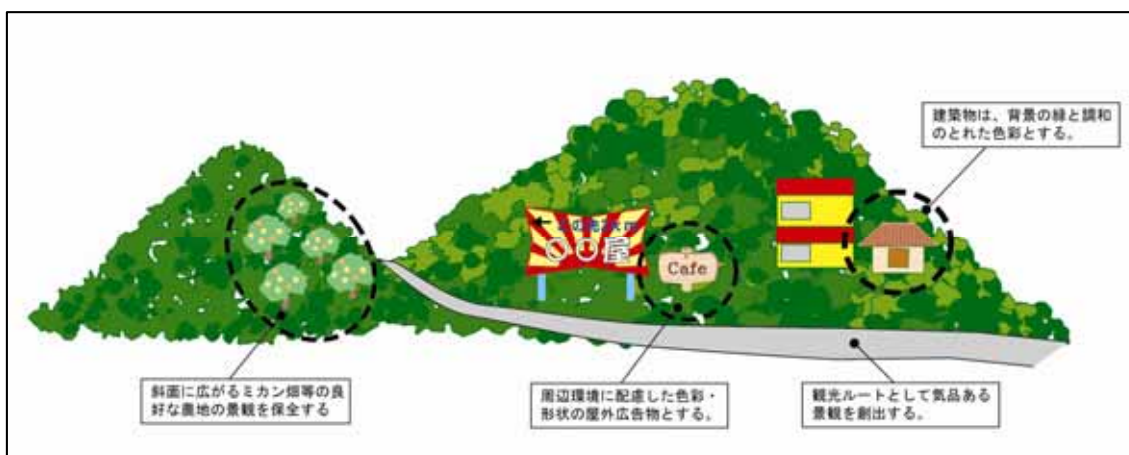
1) 景観形成の方針

伊豆味地域は、ミカン類の生産が盛んであり、斜面に広がるミカン畑が毎年 10 月～2 月につくる実りの景観は、本町の特徴的な景観資源となっています。5～6 月頃には、あじさいが咲き、豊かな色彩の景観を楽しむことができます。また、山間には起伏のある名護本部線（県道 84 号線）が走っており、その沿線は、みかんの里総合案内所、観光客向け店舗や飲食店・カフェ等が立地する本町の観光ルートとなっています。一方で、山腹において派手な色彩の看板や手入れのされていない建築物等が見受けられます。そのため、建築物や屋外広告物は周辺と調和するよう配慮し、観光地として気品のある景観形成を図る必要があります。さらには、屋外広告物に関するガイドライン等を検討しデザインの向上に向け取り組む必要があります。

2) 目指すべき景観の将来像

起伏ある地形、適度な曲線を描く道路がもたらす変化に富んだ緑豊かに連続する景観や、斜面に広がるミカン畑等がつくる農地の景観が本町らしい景観を形成しています。また、名護本部線（県道 84 号線）沿線は、背景の緑と調和した建築物、周辺環境に配慮した色彩・形状の屋外広告物により観光ルートとして気品のある景観が創出されています。

イメージ図



(4) 満名川沿岸地域

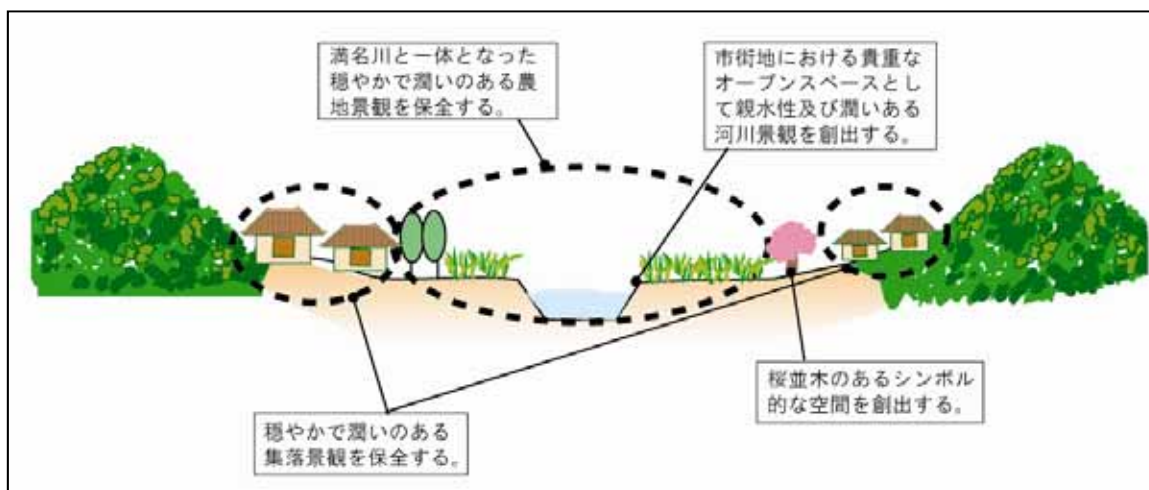
1) 景観形成の方針

並里の山林から農地を経て市街地、港へと良好な河川空間を形成している満名川は、古くは流域に開けた低地に満名タープクと呼ばれる稲作地帯が広がっていた地域です。山林に囲まれた空間に開けた農地と清らかな河川が流れる牧歌的な景観は、本町の特徴的な景観となっています。現在は、ほとんどが宅地化あるいは他の作物の農地と化していますが、満名川を挟んで穏やかで潤いある集落景観が形成されており、本町の重要な景観要素となっています。また、満名川においては、親水公園・さくら並木の整備が検討されており、潤いある景観の創出を図ります。これを踏まえ、本地域においては、満名川と一体となった良好な農地景観を保全していくとともに、市街地における貴重なオープンスペースとして親水性及び潤いある河川景観の創出を目指します。

2) 目指すべき景観の将来像

並里の山林から流れる満名川によって良好な農地景観が広がり、その両岸には、穏やかで潤いある集落景観が形成されています。また、桜の花の咲く季節になると、桜並木のあるシンボリックな空間となり、中心市街地及び本部港（渡久地地区）においては、にぎわいと潤いを醸し出す貴重な親水空間として、地域住民に利用されています。

イメージ図



(5) 海岸地域

1) 景観形成の方針

本町の沿岸部においては、良好な自然海岸が連なり、海域には干瀬・イノーが広がる色鮮やかで豊かな海辺の景観が広がっています。また、沿岸部からは、瀬底島、水納島、伊江島、伊是名島、伊平屋島等の島々を眺めることができる優れた眺望点としてもその保全が重要です。さらに、国道 449 号の通る沿岸部においては、良好なシークエンス景観（移動している視点眺め）を有していることから、その景観の連なりを保全することも重要です。

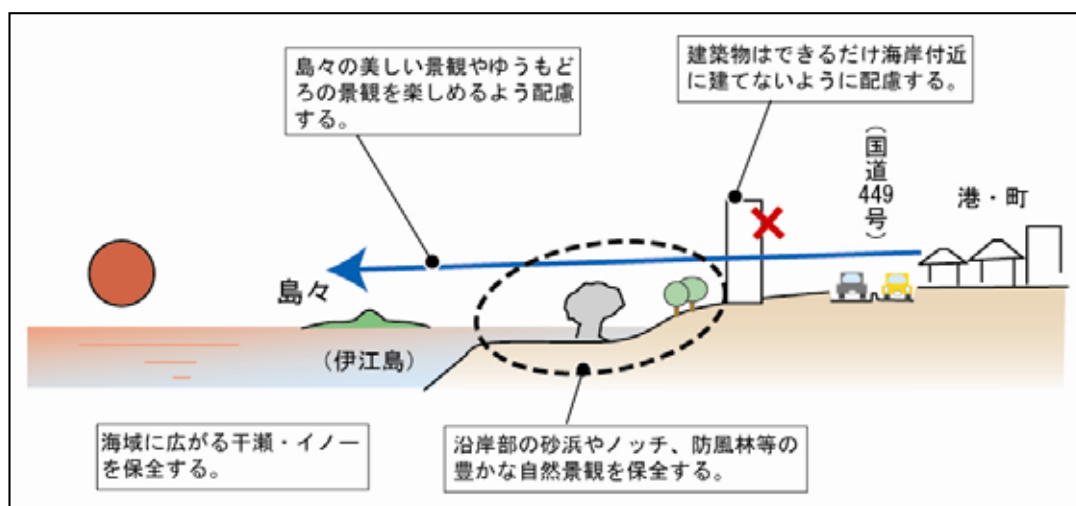
したがって、沿岸地域においては、良好な自然景観の保全に努め、建築物等はできるだけ海岸付近には建てないよう高さ及び配置に配慮するように努めます。

また、本町の物流・交流拠点である本部港（本部地区）においては、沖縄本島北部の海の玄関口としてふさわしい風格と気品ある景観づくりを図るため、建築物の形態意匠への配慮や施設内緑化を促進します。

2) 目指すべき景観の将来像

海域には干瀬・イノーが広がり、沿岸部には砂浜やノッチ等、変化に富み色鮮やかで豊かな自然景観を有しています。道路を走りながら遠くには島々の美しい景色を眺めることができ、日没のころには、「ゆうもどろ」の景観を楽しむことができます。

イメージ図



(6) 伝統的集落地域 (備瀬、山川、豊原、具志堅、新里、崎本部等)

1) 景観形成の方針

当該地域は、フクギ並木の屋敷林、石垣や瓦屋根住宅等伝統的景観要素が豊富な地域です。それらの伝統的な集落景観は長い時代を経て形成され、守られてきた原風景であり、一度失うと容易には再生できない貴重な財産です。また、それらは建築物単体ではなく集落という集合体として、さらには集落内の細い道や周辺の農地等と一体となって景観を形成しているものです。したがって、そのひとつが変化することによる全体の景観へ与える影響は少なくありません。

そのことを踏まえ、本地域においては、フクギ並木、石垣、瓦屋根住宅等、それぞれを重要な景観要素とし保全していくとともに、新たな建築物や工作物等を建設する場合には、周辺の土地利用状況や建築の形態意匠、屋敷林等の配置を考慮し、集合体の一部として調和するような配慮に努めるものとします。また、当該地域内の敷地において、屋外における土石、廃棄物又は再生資源等の堆積を行わないものとします。



高台より望む備瀬集落



フクギの屋敷林とサトウキビ畑 (豊原)



フクギ並木が残る集落景観 (備瀬)

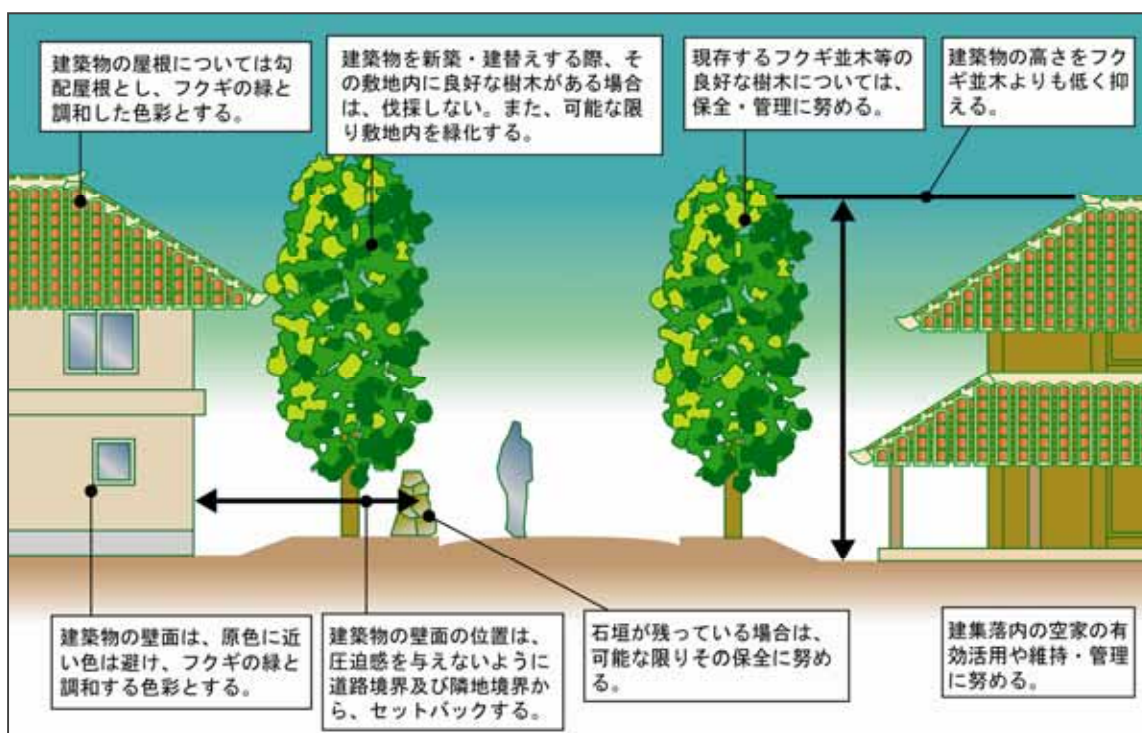
2) 目指すべき景観の将来像

遠景：集落を高台等から眺望すると、屋敷林が豊富であり、建築物の高さも抑えられているために、人工物が主張することもなく、海への通景が美しい。また、瓦屋根の色彩も樹木の緑と調和しており、色彩の観点からも落ち着いた景観を形成しています。

中景：周辺の農地等から集落をみると、サトウキビ等の農作物と集落内の豊かな屋敷林の間に住宅の瓦屋根が見え隠れし、人々の営みを感じられる田園景観を形成しています。さらにその背景には、ムイ（森）等の大きなスケールの自然景観をみることができます。

近景：集落内の道路は、白砂の道や管理の行き届いたフクギの屋敷林が続いており、豊かな木陰を形成しています。また、ブロック塀は少なく、掘り下がった敷地の中にある伝統的な瓦屋根の住宅が、本町の歴史・文化を感じさせます。

イメージ図



(7) 中心市街地地域（渡久地、谷茶、大浜、東）

1) 景観形成の方針

本部港（渡久地地区）とその背後地から町営市場周辺は、本町の中心市街地としてのにぎわいがある景観形成へ向け、早期に取り組む必要があります。

本部港（渡久地地区）は、水納島への観光客が利用していることから、港と町営市場周辺の商業地を連携し、さらに親水公園・さくら並木の整備が検討されている満名川とを結ぶことにより、みなとまち特有の景観を活用した中心市街地活性化を展開します。

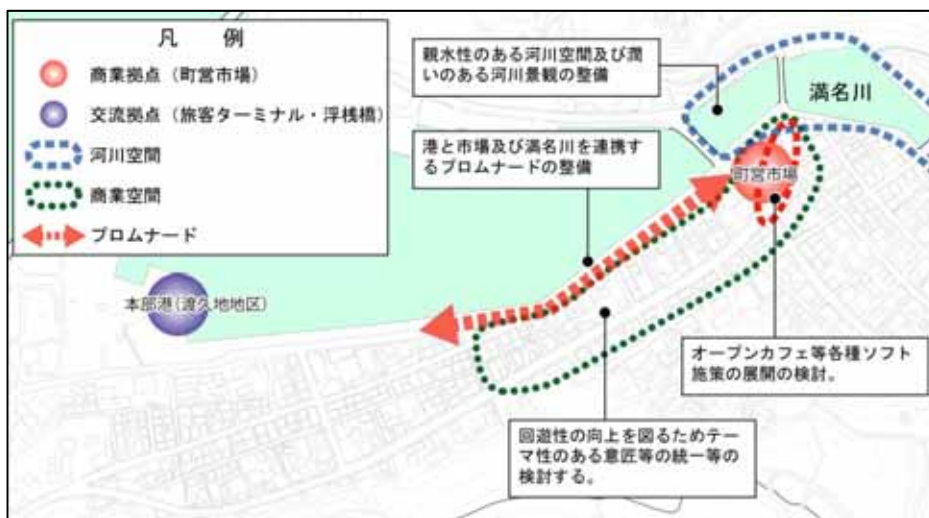
特に港から町営市場までのプロムナード等の整備や、町営市場周辺におけるオープンカフェ等のソフト施策展開の検討や、テーマ性のある建築意匠の統一による観光客の回遊性の向上を図る等、中心市街地活性化に資するにぎわいのある市街地景観の創出を目指します。

2) 目指すべき景観の将来像

中心市街地地域は、港と市場及び満名川を連携するプロムナード等が整備され、みなとまちのにぎわいを演出しており、満名川においては親水性の高い水辺環境が形成され、住民や観光客の憩いの場となっています。また、地域住民や店舗経営者等との協働による地域の景観テーマの設定や各種ソフト施策の展開等により、にぎわいのある景観が創出されています。

注) プロムナードとは、歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建物の中に設けられた廊下のことをいうこともある。

イメージ図



(8) 主要道路沿道地域

**国道 449 号、国道 505 号、名護本部線 (県道 84 号線)、県道 114 号線、
県道 115 号線、町道大堂線**

1) 景観形成の方針

国道 449 号、国道 505 号、名護本部線 (県道 84 号線)、県道 114 号線、県道 115 号線は、本町の主要幹線道路であり、観光ルートです。当該路線の沿道景観・道路景観は本町の景観を印象づける重要な要素です。しかしながら、立て看板の乱立や、派手な色彩の建築物の立地も見られます。また、将来的にホテルや店舗等の観光関連施設の立地が想定される地区でもあり、周辺環境と調和するよう配慮された建築物や屋外広告物等によって、観光の町としての気品ある景観形成を目指します。

また、円錐カルスト地域の東側を通り今帰仁城跡へと向かう県道 115 号線や、円錐カルスト地域を東西方向へ通過する町道大堂線については、円錐カルスト等周辺の自然景観 (ムイ (森) のある景観) との調和に配慮した景観形成に努めます。

さらに、これらの道路については、ゆとりある歩行者空間の形成や、本町のイメージに適した街路樹の選定や、外灯やガードレール等のデザインを検討します。また、海岸付近の道路に関しては、海への眺望 (瀬底島、水納島、伊江島等への眺望) の確保に努めます。



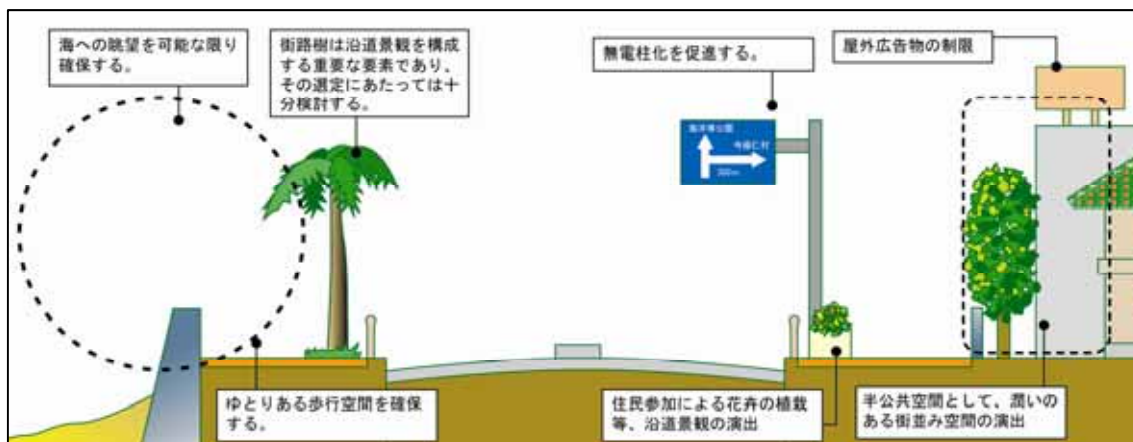
県道 114 号線

2) 目指すべき景観の将来像

近景：無電柱化が進められ、本町のイメージに適合した街路樹やゆとりある歩道が整備されています。また、沿道の建築物は、道路側の半公共空間において植栽を施す等、潤いある景観を形成しています。また、屋外広告物は周辺環境に配慮した色彩・形状となっています。

眺望：海岸付近の道路からは、美しい海が眺められ、その向こうには瀬底島、水納島、伊江島等島々の景観を楽しむことができます。また、夕刻には、本町を代表する「ゆうもどろ」の風景を望むことができます。

イメージ図



(9) 離島地域(瀬底島、水納島)

1) 景観形成の方針

瀬底島

瀬底島の自然海岸は、現在、リゾート開発が進められており、整備にあたっては周辺の景観との調和に配慮した建築物等の意匠や形態、配置が求められます。また、集落においてはフクギ並木の屋敷林、石垣や瓦屋根住宅等伝統的な集落の原風景をみることができ、国指定の重要文化財(建造物)である瀬底土帝君は、周辺の樹木、石積み等と一体となって、歴史を感じさせる景観となっています。これらのことを踏まえ、瀬底島の良好な自然と伝統的集落、及び歴史を感じさせる景観の保全・活用に努めます。

水納島

美しい自然海岸を保全し、豊かな自然環境と調和した景観形成を図り、また、小規模な島しょ景観と調和した農地の保全に努めます。



美しい自然海岸(水納島)

2) 目指すべき将来の景観像

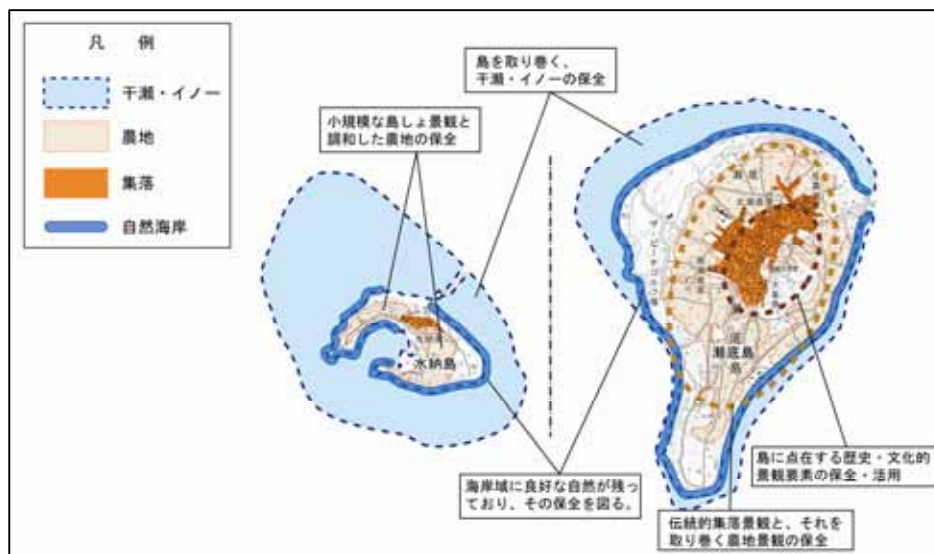
瀬底島

美しい自然海岸が良好な自然景観を形成し、瀬底集落においてフクギ並木の屋敷林、石垣や瓦屋根住宅のある風景をみることが出来ます。また、島に点在する歴史・文化的景観要素が活用されています。

水納島

島を取り巻く干瀬・イノーが保全され、良好な自然景観が形成されており、また、小規模な島しょ景観と調和した農地の景観が創出されています。

イメージ図



(10) 記念公園周辺地域

1) 景観形成の方針

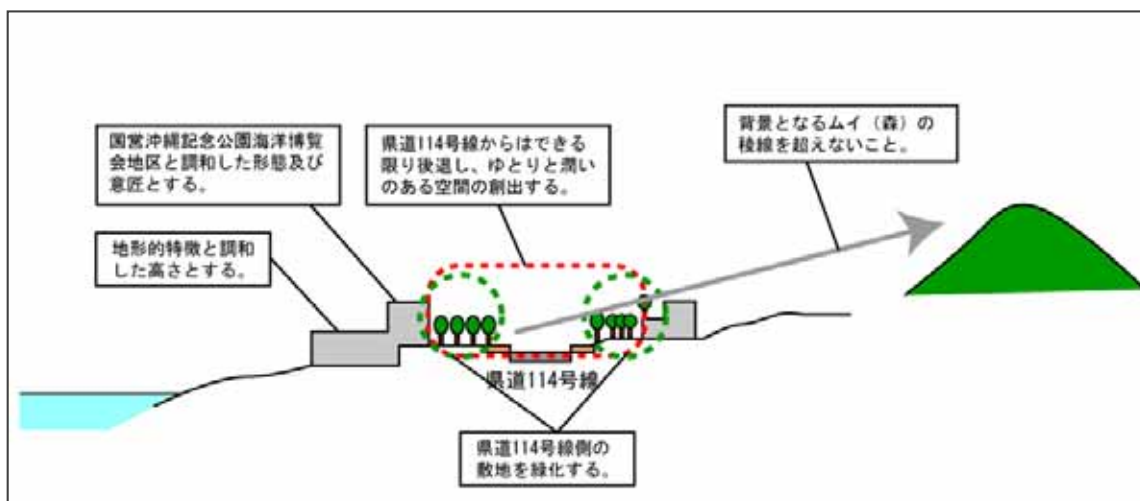
当該地域は、年間 350 万人を超える観光客が訪れる国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とした本町の観光振興の拠点となる地域です。当該地域においては、国営公園区域内の豊かな緑、美しい海とそこに浮かぶ伊江島の眺望やその背後に望むムイ(森)等、多様な景観要素との調和を図りながら、観光関連施設の立地等の観光振興の拠点としての機能を強化していきます。

敷地内は出来る限り緑化を図ることや、海への眺望や遠方のムイ(森)へ眺望に配慮した建物の配置や高さとする事、さらには国営沖縄記念公園海洋博覧会地区との景観的調和を意識する等、地域住民、事業者、国営公園の管理者等、多様な主体が協力し、地域が一体となって観光振興に資する景観形成を図ることが重要です。

2) 目指すべき景観の将来像

本町の観光産業を担う観光リゾート地域として、美しい海と緑豊かな自然環境が調和した良好な景観や街路樹の美しい県道 114 号線の植栽豊かな道路景観が形成され、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区及び宿泊施設、その他観光施設等へ訪れる人々のにぎわいと、沖縄らしく本部らしい観光リゾート地域に相応しい景観が創出されています。

イメージ図



4. 景観形成重点地区

良好な景観の保全や創出に向けて、より先行的に取り組むべき地区として以下を景観形成重点地区として位置付けます。また、下記以外の地区は一般地区とします。

(1) 記念公園周辺地区

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とした地区は、観光リゾート施設が立地しており、本町の観光振興の拠点となる地区です。したがって、良好な景観形成を図るため、多様な景観誘導策を重点的に講じる必要があります。一方、観光振興の側面及び同地区の地形的状況を勘案すると一律な数値を示し制限する手法よりも現場の現状に応じた景観形成に向け、定性的な基準の設定や運用を図る必要があります。



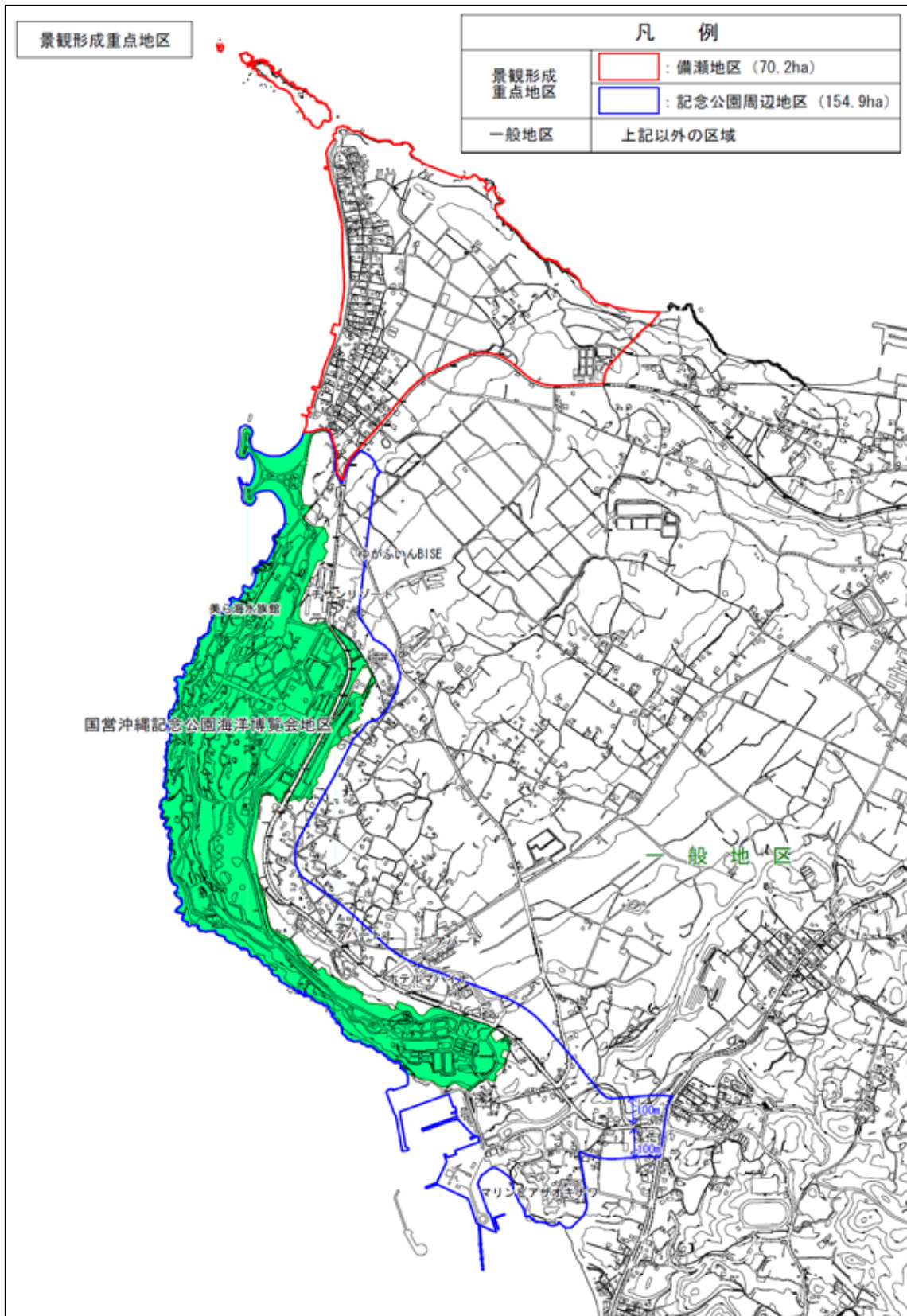
国営沖縄記念公園海洋博覧会地区

(2) 備瀬地区

備瀬集落は、豊かなフクギ並木の屋敷林や石垣、瓦屋根の木造住宅が残る本県を代表する伝統的集落であり、その西側の備瀬崎の海岸は豊かな自然景観を有しています。これらの景観は本町の原風景の一つであり、今後、後世へ引き継ぐべきものであります。したがって、備瀬集落一帯の良好な集落景観・自然景観の保全及び活用を推進します。



備瀬地区のフクギ並木

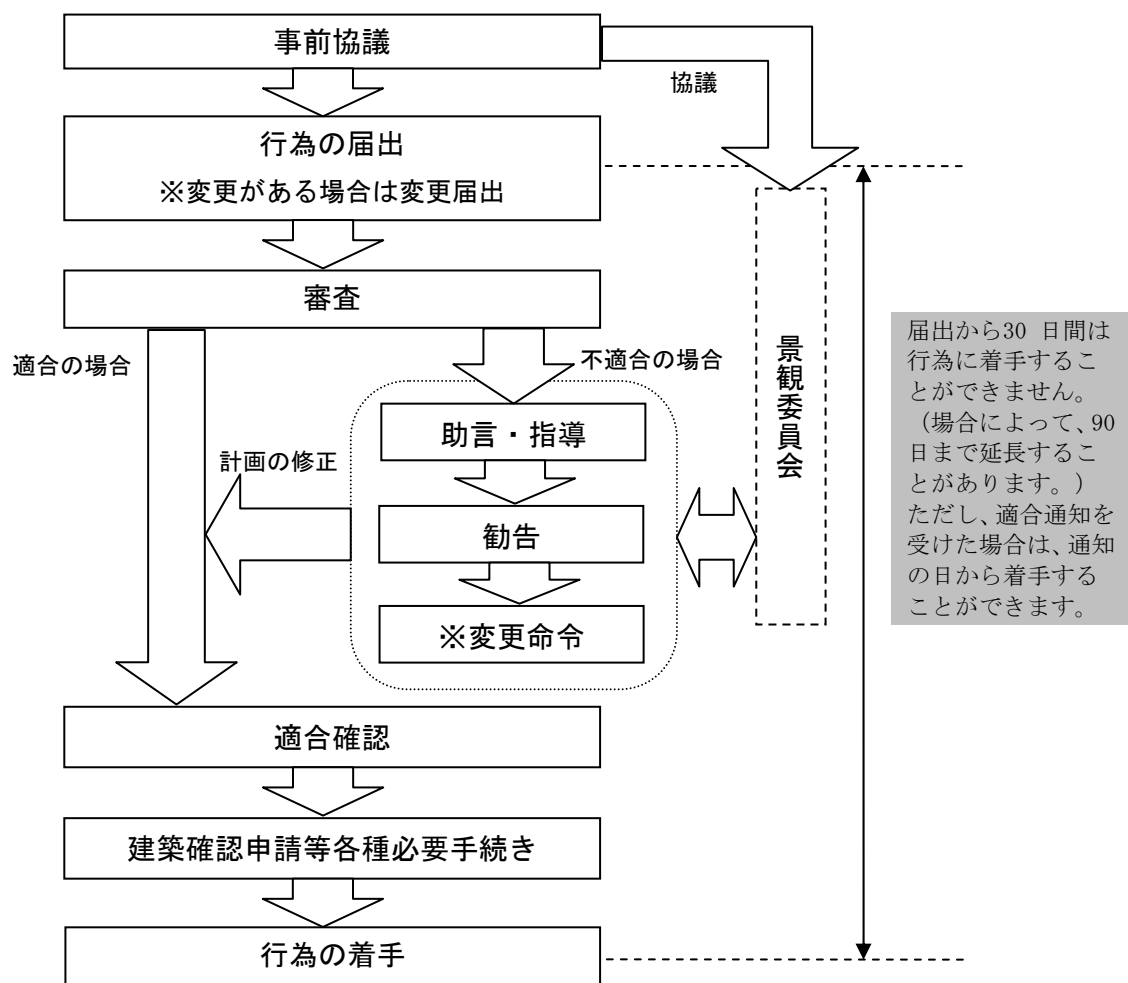


第Ⅲ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 景観計画・景観条例の手続き

景観法及び景観条例に基づく手続きの概要は、次の表のとおりです。また、次頁以降に届出対象行為、景観形成基準について記載しています。

■景観法及び景観条例に基づく手続きの流れ



※変更命令は特定届出対象行為のうち、建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠(形態意匠)について行うことができる。

※特定届出対象行為とは届出の対象となる行為のうち、以下の2つである。

- (1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

2. 届出対象行為

(1) 届出の対象となる行為（届出対象行為）

景観法及び景観条例に基づき、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為を届出の対象とします。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更
- 3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- 4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

(2) 届出の対象とする規模

届出対象行為について、届出の対象となる規模は以下のとおりです。

対象となる行為	対象とする規模
1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	①.建築物の高さが10メートル以上のもの。但し、備瀬地区においては、2階建て以上の建築物の場合。 ②.建築物の延べ床面積が1,000平方メートルを超えるもの。 ③.①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。
2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更	①.擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもので、高さが3メートルを超えるもの。 ②.彫像、記念碑、煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔、高架水槽、冷却塔、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、自動車車庫の用に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、墳墓、電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものうち、高さ（工作物が建築物と一体となって設

	置される場合にあつては、全体の高さ) が、10メートルを超えるもの、又は築造面積が500平方メートルを超えるもの。 ③.①又は②に該当する工作物のうち、外観の変更の範囲が10平方メートルを超えるもの。
3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地の面積が1,000平方メートル以上のもの。
4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	当該行為にかかる土地の面積が3,000平方メートル以上のもの。
5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	その集積又は貯蔵の高さが4メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が3,000平方メートル以上のもの。

3. 景観形成基準

(1) 景観形成基準

届出対象行為に該当する行為を行う際に遵守すべき基準（景観形成基準）を以下のとおり定めます。

1) 建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項目	景観形成基準		
	一般地区	景観形成重点地区	
		記念公園周辺地区	備瀬地区
①高さ	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の高さは、原則として15メートル以下とすること。但し、本町の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。 ii) 背景となるムイ（森）の稜線を超えないこと。 iii) フクギ屋敷林等の樹木が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。 iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。 vi) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> i) 地形的特徴と周辺の景観に調和した高さとする。 ii) 自然景観の美しさや調和を損なわない高さとする。 iii) 背景となるムイ（森）の稜線を超えないこと。 iv) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 v) 周辺が低層の住宅地である場合は、まちなみ（スカイラインの連続性）を考慮した高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> i) 建築物の高さは、原則として軒の高さ7メートル以下とすること。但し、本町の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。 ii) フクギ屋敷林等の樹木が周辺にある場合は、その高さを超えないこと。 iii) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。 iv) 周辺の家並みやフクギ並木を考慮した高さとする。 v) 周辺にランドマークとなるような建造物や大木がある場合は、その高さを超えないこと。

項目	景観形成基準		
	一般地区	景観形成重点地区	
		記念公園周辺地区	備瀬地区
②配置	<p>i) 建築物の壁面は道路境界や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p> <p>ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p> <p>iii) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p> <p>iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p>	<p>i) 建築物の壁面は県道114号線や敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p> <p>ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p> <p>iii) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p> <p>iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p>	<p>i) 建築物の壁面は道路境界及び敷地境界からはできる限り後退し、ゆとりと潤いのある空間の創出に配慮すること。</p> <p>ii) 周辺に御嶽等の歴史・文化的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。</p> <p>iii) 海岸付近に建築する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。</p> <p>iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した高さ及び配置とすること。</p>
③形態意匠	<p>i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。</p> <p>ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>iii) 本町の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。</p>	<p>i) 伝統的な集落地域においては、周辺と調和する勾配屋根とする等配慮すること。</p> <p>ii) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>iii) 本町の特徴的な起伏のある地形に配慮するよう工夫すること。</p>	<p>i) 既存のフクギ並木等の緑が形成する景観と調和するよう、できる限り勾配屋根とすること。</p> <p>ii) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。</p>

項目	景観形成基準		
	一般地区	景観形成重点地区	
		記念公園周辺地区	備瀬地区
③形態 意匠	iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。	iv) 建築物が大規模になる場合は、分棟、分節、雁行等によりボリューム感を軽減し、周辺景観と調和した建築スケールとするよう努めること。 v) 大規模な建築物は、地域のランドマークとして、風格のある、落ち着いた形態として工夫されていること。 vi) 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区と調和した形態及び意匠とすること。	
④色彩	<input type="checkbox"/> 屋根の色彩 i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 <input type="checkbox"/> 外壁面の色彩 i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。 ii) 背景となるムイ（森）の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 屋根の色彩 i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 <input type="checkbox"/> 外壁面の色彩 i) 落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）を基調とすること。 ii) 派手な色（彩度10以上）を用いる場合の使用面積は、商業・業務用途、宿泊施設の場合は外壁（各面）の10%以内、住宅用途の場合は5%以内とすること。 iii) 背景となるムイ（森）の緑や海の青や農地の色彩との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/> 屋根の色彩 i) 極端な高彩度、低明度を避け、フクギ並木等の緑と調和した色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 外壁面の色彩 i) 原色系の派手な色は使用せず、落ち着いた色彩（マンセル値：明度8以上、彩度2以下）とすること。 ii) フクギ並木等の緑と調和する色彩とすること。

項目	景観形成基準		
	一般地区	景観形成重点地区	
		記念公園周辺地区	備瀬地区
⑤素材	i) 素材は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。こと。 ii) 本町又は本県の景観特性を特徴づける地場産材を、できる限り活用すること。 iii) 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を、できる限り使用すること。		
⑥敷地の緑化	i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。 ii) フクギ屋敷林等の良好で伝統的な景観が残された地域においては、周辺との調和を図るよう同様の樹木を植栽するよう努めること。 iii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iv) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から駐車中の自動車が見えにくい構造とすること。	i) 敷地内の緑化に努め、その緑が周辺からも眺められるよう工夫すること。但し、建築物の高さが15メートルを超えるものは、敷地面積の30%以上を緑化すること。 ii) 景観資源となる既存の緑地、フクギ等を保全・活用すること。 iii) 大規模な駐車場を設ける場合は、可能な限り緑化に努め、緑陰を多く形成すること。また、生垣や中高木で周囲を緑化し、道路から自動車が見えにくい構造とすること。 iv) 県道114号線接道部の50%以上は生垣や植栽等、緑化に努めること。 v) 植栽樹種は、海岸からの潮風を考慮する等、地域の風環境に合ったものを選定すること。 vi) ホテル・沿道サービス施設等は、十分な空地が確保され、かつ安らぎや憩いの場として、積極的に緑化に努めること。	i) 建築物を新築・建替える際、その敷地内に良好な樹木がある場合は、伐採しないこと。やむを得ずフクギを伐採した場合には、それに代わるフクギを植えること。 ii) 枯れたフクギや倒壊したフクギは伐採し、それに代わるフクギを植えること。

項目	景観形成基準		
	一般地区	景観形成重点地区	
		記念公園周辺地区	備瀬地区
⑦垣・柵	<p>i) 可能な限り生垣又は石垣とし、ブロック塀等の人工物を用いる場合は、1メートル以下に高さを抑え敷地内の緑が周辺に潤いを与えるよう工夫すること。</p> <p>ii) 良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。</p>	<p>i) 良好な景観を形成している既存のフクギ等の屋敷林及び石垣は、保全・活用すること。</p> <p>ii) 新たに垣を設ける場合は、できる限りフクギ等の生垣とすること。</p>	
⑧その他	<p>i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</p>	<p>i) 外壁又は屋上に設ける設備は、パラペットやルーバー等で覆い、露出させず目立たないよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、公共空間から見えにくい位置に設置するよう努めること。</p> <p>ii) 設備の色は外壁の色と同一色又は同系色にする等、目立たないようにすること。</p> <p>iii) 夜間の屋外照明は、過剰な光が散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p>	

2) 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

項 目	景観形成基準
①高さ	i) 工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む）その他これらに類するものを除く。）の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、全体の高さ）は、原則として15メートル以下とすること。但し、本町の景観形成に関する方針に則している場合においてはその限りではない。また、擁壁の場合は、直立させず、極力高さを抑えること。 ii) 背景となるムイ（森）の稜線を超えないこと。 iii) 周辺の主要な眺望点からの眺め（景色）に著しく影響を及ぼさない高さであること。
②配置	i) 既存の地形や樹木等の景観的特徴を阻害しない配置とすること。 ii) 周辺に御嶽等の歴史的景観要素がある場合は、それらに十分に配慮した配置とすること。 iii) 海岸付近に築造する場合は、著しく海への眺望を妨げない配置、規模とすること。 iv) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した高さ及び配置とすること。
③形態意匠	i) 現に良好な景観が形成されている地域に近接する場合、または良好な景観を形成する必要がある地域は、周辺に配慮した形態及び意匠とすること。 ii) 建築物と一体的に築造する場合は、当該建築物と調和したデザインとなるよう配慮すること。
④色彩	i) 極端な高彩度、低明度を避けること。 ii) 背景となるムイ（森）の緑や海の青や農地との調和に配慮すること。
⑤素材	i) 擁壁は、石積擁壁や自然の素材を用い、周辺の景観との調和を図ること。

3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- i) 大規模なのり面が生じないようにすること。
- ii) のり面は可能な限り緑化可能な勾配とすること。
- iii) 擁壁が生じる場合には、擁壁は直立せず、極力高さを抑えること。
- iv) 擁壁が生じる場合には、自然石や植栽等により周辺景観との調和に配慮すること。
- v) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- i) 土石の採取、鉱物の掘採の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の景観に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ii) 採取を終了し、又は休止するときにあつては、当該終了部分又は休止部分について、必要な埋め戻しを行い、かつ、緑化を行うこと。
- iii) 敷地周辺の緑化等、周辺の道路から遮へいに努めること。

5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

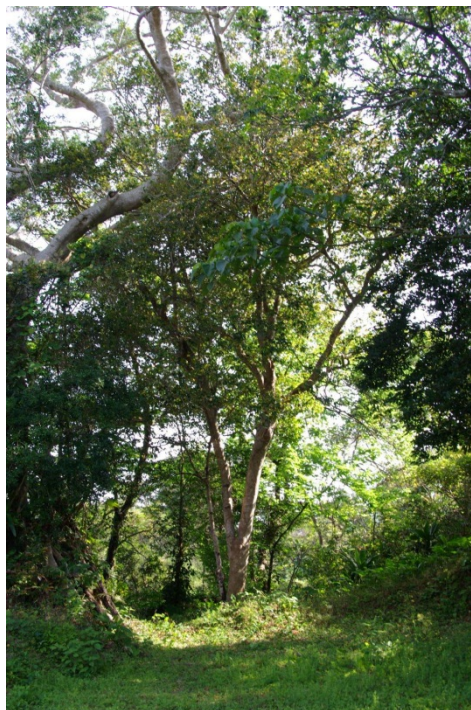
- i) 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における景観に十分配慮すること。
- ii) 堆積高さが概ね5メートル以下であること。
- iii) 堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離を3メートル以上設けること。
- iv) 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいするに十分な塀又は植栽帯が設けられていること。
- v) 自然的、社会経済的条件にかんがみ、堆積の期間が必要最小限と認められるものであること。

第IV章 良好な景観形成に関するその他の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成するに当たり、歴史的な建造物や町民から親しまれている建造物・樹木を地域景観のシンボルとして、それを保全・活用することは、町民の景観に対する意識啓発を促す効果もあり、重要な意味を有します。本町においては、次に示す項目に該当する建造物・樹木について、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観・集落景観を特徴づけている建造物・樹木
- ・歴史的または文化的価値をもつ建造物・樹木
- ・町民に親しまれ愛されている建造物・樹木



椿の巨木(伊豆味)

2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

観光業は本町の主要産業であり、観光客を対象とした屋外広告物はまちのにぎわいを演出する反面、その乱立が良好な景観形成を阻害していることも否めない状況です。観光のまちとしての気品ある景観形成は、今後のまちづくりにおいて重要な課題であり、屋外広告物に関する一定のルールづくりを検討し、良好な沿道景観形成を推進します。

3. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、都市公園等の公共施設については、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。本町においても、国道449号、満名川、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の公共施設は、本町の景観を印象付ける重要な要素となっています。今後、これらの整備や占用にあたって、町が目

指す景観形成との整合を図ることが必要であり、必要に応じて景観重要公共施設の指定を推進します。

4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

本町においては、町土の約26%が農地であり、農地が町の景観形成に与える影響は少なくありません。農地と一体となった景観形成を図るうえから、農業振興との連携が重要となります。よって、本町の農業振興に資する景観と調和のとれた営農環境の確保を目指します。



基盤整備された農地(辺名地)

5. 自然公園法の許可の基準

本町においては、円錐カルスト地域一帯の面積約658haの区域が沖縄海岸国定公園として自然公園法に基づく自然公園地域に指定されています。内訳は、特別保護区32ha、第一種特別地域79ha、第二種特別地域64ha、第三種特別地域179ha及び普通地域が304haとなっています。今後、自然公園地域において、景観を阻害する開発等が行われる恐れがあると認められた場合においては、必要に応じて自然公園法の許可基準の特例について検討します。



円錐カルストとポリエ(大堂)

6. 景観地区指定の方針

本町は、都市計画区域に指定されていることから、良好な景観を有する地区や、今後、良好な景観の創出を図るべき地区において景観地区を定めることができます。

景観地区において、形態意匠の制限については、計画の認定を受ける必要があります。また、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度に係る制限については、地域住民の意向やコンセンサスが重要となります。

したがって、住民と行政の話し合いの中で、景観地区指定に相応しい地区を検討し、その内容についての勉強会等を開催し、意識啓発を図りながら指定に向けて取り組むものとします。

■景観地区とは？

景観地区は、より積極的に良好な景観形成を図るために、都市計画法に基づいて指定するものです。

景観地区では建築物の形態意匠の制限を必ず定めることとされており、それ以外にも建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものが定められます。

第V章 良好な景観形成の実現に向けて

1. 良好な景観のイメージの共有

本町の景観は、様々な要素が重なり合い形成されています。その要素を保全、創出する主体も、行政、事業者及び町民等様々であり、良好な景観を形成していくためには、様々な主体が、共通のイメージをもって取り組む必要があります。

したがって、本計画において示してきた「将来像」や「基本方針」を前提としつつ、今後は、景観条例の運用や、各地域での取り組みの中で、より詳細なイメージを構築しつつ、その内容を発信・情報提供し、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通のビジョンを共有できる環境を整え、それぞれが景観形成に係る場面において、話し合いの場を設けながら、より良い景観を形成することを目指します。

2. 各主体の役割

(1) 町民・事業者の役割

本町の景観を理解し、誇りを持ち、町民一人ひとりが、本町の景観について考え、景観形成の役割を担っていることを自覚することが重要です。

また、町民及び事業者が行う建築物や工作物の新築や改築等は生活を営む上で必要不可欠な行為であります。ただ、その際、それらが景観を構成する要素の一つであり、その行為が周辺の景観に与える影響について考え、より良い景観形成に資するものとなるよう配慮・工夫します。

(2) 行政の役割

町民や事業者への景観形成に関する情報を積極的に提供し、良好な景観形成に資する取り組みに対して積極的に協力します。

また、国や県、隣接市村と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。

さらに、景観担当部局は、都市計画、農林漁業、観光等の庁内関係各課の連携により景観形成へ総合的に取り組む横断的な体制づくりを図ります。

(3) 都市計画審議会の役割

景観法第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を

聴くこととされています。

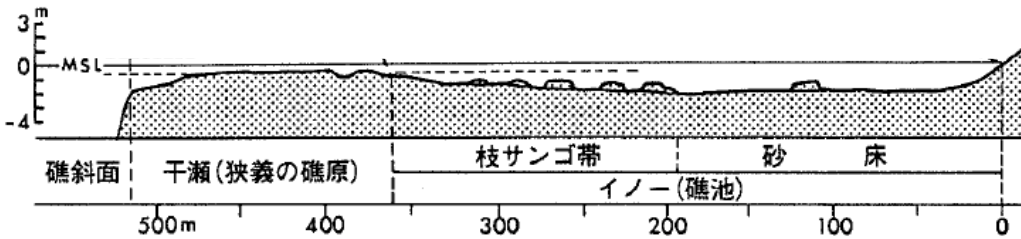
また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されること等、本町の景観まちづくりの推進にあたっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が求められてくることから、都市計画審議会はその案に対して、調査・審議を行います。

用語集

あ

イノー

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁（礁池）。



図一 本部半島北部（与那嶺海岸）におけるサンゴ礁の縦断面形

出典：土地分類基本調査（沖縄県）

遠景

遠方の景色。遠くに見える景色。一本一本の樹木のアウトラインは、もはやとらえることができない。空気遠近法の影響で、テクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化も淡くなる。

円錐カルスト

湿潤な熱帯地域に発達するカルスト凸地形のひとつで、石灰岩の円錐状の高まり。日本では沖縄島北部の本部半島に好例が見られるのみである。本部町山里から大堂付近にかけて、約100mの高さに海岸段丘が形成され、その上に比高50～100mの円錐カルストが発達する。頂上付近には溶食によるドリーネ、ポリエがみられる。→カルスト地形、ドリーネ、ポリエ

沖縄振興計画

沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画で、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。三次にいたる沖縄振興開発計画に替わる計画として、平成14年7月に決定され、平成14年度から平成23年度までの10年間の計画期間となっている。

オープンスペース

建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称していう。具体的には、公園緑地、河川敷、駅前広場などが挙げられる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

か

神ハサーギ

神アシャギまたは神アサギとも呼ばれる。村々において神を招請して祭祀を行う場所。本来建物の有無とは関係ないが、そこに建てられた祭祀用建物も神アシャギと呼ばれるようになった。建物は、四方壁のない四柱造りの竹茅葺き屋根で、軒が低いことが特徴である。

カルスト地形

石灰岩など可溶性の高い岩石が浸食作用の結果、形成された地形。石灰岩は、石灰石を主要構成鉱物とし、炭酸ガスを含む水に容易に溶かされる。また、石灰岩は空隙が多く、透水性が高い。よって、石灰岩の分布する地域には、地下水系が発達し、それにともない、地表には、カレン、ドリーネ、ウバーレ、ポリエが形成される。カルスト地形は、その地域の気候や降水量と密接に結びついており、温帯ではドリーネなど凹地形、湿潤な熱帯では円錐カルストなど凸地形が発達する。→円錐カルスト、ドリーネ、ポリエ

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

近景

近くの景色。一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域である。自然としての樹木を感じとることのできる、それと一体感のもてる親密な領域であるということができる。

景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景(心象風景または原風景)も含む。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。→景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。→景観行政団体、屋外広告物

景観資源

景観上、重要と思われる資源（要素）のこと。

景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。→景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。→景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

景色

山・野原・川・海など、自然を中心としたながめ。風景。
《類義語》 風光。風致。風色。景観。

さ

自然公園法

自然公園法（昭和32年（1957年）6月1日法律第161号）は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

シニグ

シニーグ。シヌグイ。シヌグ。収穫がすみ、次の新しい農作に移る前に、豊作を祈願して行われる祭り。具志堅では、旧暦7月19日から7月25日まで行われる。

礁縁（リーフエッジ）

サンゴ礁地形の先端部。

スカイライン

地平線。山や建物などが空を区切って作る輪郭。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の3つからなる。

た

地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識の高まりに対応し、昭和55年に創設された制度。

中景

近くと遠くとの間の、中ほどに見える景色。中間の景色。一本一本の樹木のアウトラインすなわち樹冠は看取できるが、近距離景で見られた一本一本の樹木のディテールは、もはやとらえることのできない領域である。

土帝君（ティーテイング）

古代中国の土地関係の神の一種であり、村や部落の守り神とされ、一般には土地神とよばれた。11世紀から広く信仰されたが、現在では農民は農業神、漁民は大漁の神、商人は商売繁盛の神など、それぞれの職業に結びつけられている。

定性的な基準

量的・数値的に表現できない特性に関する基準。

都市計画（市町村）マスタープラン

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第18条の2に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

ドリーネ

円または楕円形の輪郭としたすり鉢状ないしは皿状のカルスト凹地形のこと。石灰岩の溶食により形成された溶食ドリーネ、地下水系の崩壊により形成された陥没ドリーネ、沖積層が石灰岩の割れ目などに流れ込んだ沖積ドリーネに区分される。

な

日本風景街道

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした国民的な原風景を創成する運動。地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、平成19年9月以降「風景街道」の第1回目の登録が行われ、平

成22年8月5日現在、全国で合計119ルートが登録された。

→琉球歴史ロマン街道「宿道」

ノッチ

海崖が水平的に窪み、その地形が海崖に沿って連続している地形。石灰岩海岸地域に多くみられる。科学的な溶食、波食、生物による侵食などが要因として考えられる。

は

風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようす。ながめ。けしき。

用例：田園風景 《類義語》 風光。風色。景。景観。光景。

干瀬（ひし）

干潮時に干出す平らなサンゴ礁の面。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建物の中に設けられた廊下のことをいうこともある。

ポリエ

ドリーネやウバーレ（いくつかのドリーネが結合して生じた不規則な平面形の凹地）が多数結合して形成された平坦で広いカルスト凹地。沖縄県本部町の大堂ポリエは、円錐カルストに囲まれ、約140mの高度にあり、約0.4km²の面積である。

ま

マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指します。赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、紫（P）、青紫（PB）、赤紫（R）の10色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを0から10の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを0から14程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

緑の基本計画

平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、総合的な緑についてのマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が自主性を持って策定するもので、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための計画として、緑地に関する規制、誘導、整備などの諸施策を推進する指針ともなる。

や

屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島各地で形成された小集落。18世紀初頭に、政治、経済、文化の中心であった首里、那覇から農村地域に士族の人口移動が行われた。これらの士族帰農の移住者は、居住人として、旧来の百姓（地人）とは区別され、士族は、地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、農地のなかに転々と宅地を構えた。士族は、わびしい生活を余儀なくされ、いずれは中心地域に戻るという信念を持っていたものもいたが、ついに定着同化して集落化する方向へ進むこととなり、いわゆる屋取集落と称する集落形成に至る。屋取には、①独立屋取（従来伝統の本村から独立して屋取のみで行政的単位村を構成するもの）、②共存屋取（本村と屋取が共存するもの）、③従属屋取（いまだに本村に従属する段階のもの）の3つの類型がある。従来伝統の本村（古村）と屋取起源の村（新村）とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

ゆうもどろ

「あけもどろ」という言葉は、沖縄・奄美諸島に伝わる古代歌謡「おもろさうし」の中で語られた言葉で、南国の太陽が東の空に昇るとき、一瞬、色あざやかな光がうず巻状をなして織りなしてくる荘厳で雄大な光景をさしたもの。「ゆうもどろは」それを西の空に沈む太陽が織りなす光景をさす造語で、本町の風景等を表現する際によく使用される。

ら

ランドスケープ

一般に、風景、景色、眺め、景観などと訳されている。都市計画や土木、建築分野では、自然地形を基本として自然ないしは人為作用を受けた土地、植生、水面などと、建築物や土木構造物から構成される景観をいう。

ランドマーク

地域を特徴づける顕著な景観要素で、地域の目印のようなものをいう。ランドマークには、地域の象徴的な意味もあり、分かりやすいまちづくりの重要な要素となっている。

リーフエッジ

→礁縁（しょうえん）

わ

ワークショップ

都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動をいう。

参考文献

- 三訂 都市計画用語事典（都市計画用語研究会編著）
- まちづくりキーワード事典 第三版（三船康道+まちづくりコラボレーション著）
- 沖縄大百科事典（沖縄タイムス社発行）
- 景観用語辞典（篠原修編著）

**本部町景観計画
平成二十三年三月**

〒905-0292

沖縄県本部町字東5番地

本部町役場 建設課

TEL (0980) 47-2111

FAX (0980) 51-6007

写真提供：友利 哲夫氏